

平成24年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 真敏	1. 特防施設周辺整備交付金について 2. 町民に憩いのある町づくりについて 3. 高齢者の活用について 4. 児童の登下校の安全確保について
2	4番 碓 勝征	1. 行財政改革について 2. 広域行政について 3. 教育施設について
3	8番 吉富 隆	1. 土曜開校について（小・中学校） 2. 国際交流について 3. 滞納について 4. 空家対策について 5. 今後の農業問題について
4	1番 原田 希	1. 交通安全について 2. 公共施設について 3. 震災瓦礫処理について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番林真敏君よりお願いいたします。

○5番（林 眞敏君）

皆様おはようございます。それでは、一般質問通告書に基づき質問を申し上げます。

まず、第1でございますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金についてでございます。

この交付金は、直接受けるのは町でございますけれども、これは上峰町町民一人一人の、言っては悪いですが、迷惑料という、こういうものが私ども一人一人の肩にかかっているものだと思っております。質問要旨1、使用計画・用途については。その2、断片的使用の戒め。3項め、将来を見据えた長期構想は。これは1年でとりあえず去年は34,000千円、恐らく2年後、3年後、4年後と、10年先についてもこのぐらひはあると思っておりますけれども、10年かかれば3億円という、このような大きな交付金になります。これについて執行部はどのような考えかということをお求めまいりたいと思っております。

2項め、町民に憩いのある町づくりについて。

質問要旨ですけれども、昔は上峰サティと言っておりました。今、イオンを中心とした商業地域の活性化、これについてどのように考えているか。最近、トライアル、あるいはヤマダ電機等、中小施設がやってきましたけれども、これについて、この地域をどのように考えているか。それから2項めとして、それに付随する御陵公園の整備計画。現在、御陵公園のところを見ますと、業者でもって伐採等がされているということですが、まだ今のところ荒れ放題だと。この地域に町はどのようにこの公園を具体化しようとしているのかということについて、質問を申し上げます。

次、高齢者の活用について。

質問要旨1、人口増について、その実態と町への影響はと。高齢者がふえる反面、若者もふえる。若者は政治に関心がない。この人たちをどのようにするか。次、老人福祉の計画先行しているが。これは国の施策でもって老人の福祉ということについては、曲がりなりにもやっておると。しかしながら、3項めとして、社会参加についての考えはと。この項目については、1、2、3まとめて回答されて結構でございます。

大きな4項め、児童の登下校の安全確保について。

先般の京都の通学時の事故、これは報道されたわけですが、その後の上峰においては、どのような改善あるいは方策等が示されているかということについて質問申し上げます。

以上、大きい項目、4項目について執行部の回答をお求めたいと思っております。以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、特防施設周辺整備調整交付金について、執行部の答弁をお求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金について、それからその中身といたしまして、使用計画・用途についてはという林議員からの御質問でございますので、私のほうからまずお答えをさせていただきます。

この特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、対象となりますハード、ソフト事業の概要につきまして、さきの議会で資料を配付をいたしております。それで御紹介をさせていただいておりますので、本日は我が町の取り組みにつきましてのみ御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、平成23年度交付金につきましては、34,471千円ということで、全額を通学福祉バス運営基金のほうに積み立てをしております。積み立てました基金につきましては、後年度のバスの運行費用に活用するというようにいたしております。

続きまして、平成24年度でございますが、本年度の交付金につきましては、前年度の実績額のおよそ8割相当に当たります27,577千円の交付をするという内示を4月に受けております。この内示によりまして、町道米多坊所線沿い水路改良事業によります歩道の設置に8,000千円、小型動力ポンプつき積載車、消防自動車ですが、3台の整備に15,000千円、町立図書館司書の雇用経費に1,700千円ということで活用したいというふうに考えておりました。九州防衛局のほうと協議を現在進めております。この8割相当の4月の内示の額から、先ほど申し上げました金額を差し引きますと、2,877千円残りますけれども、この2,877千円と、今後、追加で交付決定がされるであろうという2割相当の6,894千円につきましては、バスの運営基金のほうに積み立てをいたしたいということで考えております。

次に、平成25年度以降の取り組みということでございますけれども、25年度以降の基本的な考え方といたしましては、バス運営基金への積み立て、それから町立図書館司書雇用経費への充当ですね、交付金の活用は続けてまいりたいというふうに考えておりました。それ以外につきまして、どのようにするかということにつきましては、10月までに方向性を決めた上で、九州防衛局との協議を重ねまして、平成25年度の当初予算に反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

今、課長からいただきました。私もこの内容については、ハード面、ソフト面、特にソフト面については、医療費助成、コミュニティーバス、学校施設等の耐震強度の助成ということが上げられておりますけれども、先ほども申し上げましたように、34,000千円、10年すれば3億円と、果たしてこのとおり来るかどうかはわかりませんが、やはり我々が受ける迷惑料と、町民一人一人が受ける迷惑料ということをしっかりすれば、この事業も町民にはね返ってくる事業、これに大きく充当しなければいけないのではないかと。例えば、私はいつも申し上げておりますけれども、学校のフェンスの問題、これ等も当然試算では数百万円、5,000千円以内であろうということになっておりますけれども、こういう事業については、全く今課長から聞いた範囲では入っていない。コミュニティーバス、これは当然、補助しなければならぬお金でありますけれども、優先順位をやはり考えて、私は私であればと、10

年間という一つのレンジで物を考えますけれども、もちろん10月以降にさらに調整して考えていきたいという回答でありましたので、そのあたりをしっかりと頭に入れますけれども、事業の精選、これをしっかりとお願いしたいと思います。

先般、前の議会で申し上げましたけれども、今、課長の言われた言葉には、学校の安全という問題については、一切触れておりませんが、このあたりは考えておられるかどうか、回答をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。5番林議員の質疑でございますが、特定防衛施設周辺整備交付金の使途、どのように使うべきかということで、これやはり若干経過と環境整備法、この8条、9条がどういうふうな性格で成り立っているかということ念頭に置いて話さなければ、先ほど言われた林議員の御質問にもございましたような考え方になるのも理解できるところでございますので、この環境整備法、住宅防音等の助成は別立てでやっております。ほかの法律に基づいて行っているという中で、この特定防衛施設周辺整備交付金、今年度、改正がなされました。それと同時に、本町も回転型羽翼の離発着の回数が多いということで、関連市町村として指定を受けたわけですが、これまでの改正になる上での議論の経緯というものもちょっと御理解いただきたいというふうに思っております。

私もこれを調べてきたわけですが、簡単に申し上げますと、使途を自由にして地域が自由に使いやすくすることで効果を高める見直しを行うということになりました。これまでハードだけでした。その行政刷新会議ですか、この会議の中で、まず防衛省のほうから1点目、今は地域から自由度の高い使い道を要望受けているという趣旨の発言がなされます。その後、財務省のほうで、問題点がかなり多いという議論がなされます。1つ目には、特防施設ということに対し、もっと絞り込みをする必要があるんじゃないかということ。また2つ目として、増額が毎年なされているが、この増加の定量的な裏づけが不十分じゃないかということ。また3つ目として、本当に防衛施設から発生する障害と、実際に補助対象としている施設との間にきちんとした因果関係があるかということ。また4つ目、解消であっても、やはりお金を入れるということだから、基地から発生する障害と因果関係というものはきちんと立証されないといけないのではないかと、検証不十分という意見が財務省のほうでなされるんですが、最後に政治の判断として、どういう判断があったかということ、防衛省の言う地域の自由度の高いものにしていく必要があるんじゃないか。財務省的視点でいろいろ画一的にこうだ、ああだと使い道に理屈をつけるべきではないと。これまでそういう理屈をつけてきたからハードのみ、インフラ整備のみに充当されてきたということで、この会議の内容が結実するわけです。

その後、この特防交付金がどういうふうになっていくかといいますと、ソフト事業にも幅が広がり、比較的自治体の裁量にゆだねられるというふうになります。その中で、昨年度は

23年度にこの交付金が来、バス運営基金に乗せましたが、施政方針は財政健全化と住民サービスの維持、これを両立するという趣旨でございましたので、バス運営基金、より財政健全化に資する形で基金運用を行ったと私は理解しています。24年度につきましては、財政健全化と住民サービスの延伸拡充というふうに施政方針になっておりましたように、今回は昨年度のバス運営基金に乗せて、加えて消防車の購入と住民サービスの延伸につながるような施策に振り向けておられるというふうに思っております、私が申し上げたいのは、長期的な視野も必要だと思いますけれども、その時々々の施政方針に添って、この交付金は臨機応変に対応し、この議会の中で議論する中で考えていく話ではなかろうかと思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

住民サービス、それから財政の健全化に資するということでありましてけれども、もし特防調整交付金がないということであれば、今までどおりだと全く思っておりますけれども、特防調整交付金 came から、あれができるこれができる。当然私たち住民側も非常にのどから手が出るほど欲しかったお金でありますけれども、現実問題としては、細切れ使いになるのか、あるいは財政健全化にもしこれが来なかった場合にはどうするのかと。来たから今までやりたかった、これもやりたかった、あれもやりたかったと思っているのに、使い込んでいったんでは、これは場当たりのというぐあいに見られても仕方がないと思っておりますけれども、先ほど企画課長が言われた、確かにこのバス事業にしっかりと、バスのために使うのではないでしょうけれども、当然それを蓄積して、次の形に使うということであるとは思いますが、これが来なかったら財政健全化はできないということでは、ちょっと町長の言うことに理解できないんですけれども、私もこの特防交付金のことについては、資料等、勉強して、今町長が述べられたことは十分承知はしておりますけれども、もう少しこの特防交付金、一番最初、昨年度の方はこれは来たからありがたい、のどから手が出るほど欲しかった、細切れ使いになると。当然、細切れ使いになったと思っておりますけれども、これはしかし、2年度以降、3年度以降になれば、細切れ使いじゃないと、長い長期のレンジを見た物の使い方にとしっかりと計画を立てなければいけないんじゃないかと、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員の御質疑でございますが、大変言葉足らずで失礼しました。この特防交付金についての使い道について、しっかりと議論を重ねていく必要があるというふうな理解をしております。と同時に、この使い方については、経緯を示して、今御説明しましたように、自由度の高い比較的自治体の裁量にゆだねられていると。ということは、自治体の施政方針に沿った単年度の使い方はあってよかろうというふうに私は理解し、23、24年度におきましては、財政健全化に資する取り組み、24年度につきましては、加えて町民のサービス延伸拡充につ

ながる取り組みという使い道をお願いしてきたところでございます。今後、25年10月までに使い方を考えなければいけないということでございますので、今、議員から言われた御指摘を念頭に考えていきたいと思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

私も準備資料の中で、まずやはり一つは、断片的な指標は戒めなさいということで、当然、行政としても私たち町民側としても、やはりのどから手が出るほど欲しかった。目の前のことにどうしても奪われると、目を奪われるよというのが、自分たちに対する戒めということです。それから、将来を見据えた長期的基本構想、転がり込んできたお金と言っては非常に失礼なことですが、やはり本当ありがたいお金ですので、事業分析と長期的な見積もり、長期的な計画、これをよろしくお願ひしたいと思っております。

この質問については以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町民に憩いのある町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、林議員さんのイオンを中心とした商業地域の活性化について、答弁申し上げたいと思っております。

平成14年3月に策定いたしました上峰町都市計画マスタープランの整備方針によりますと、大型商業施設、今のイオン上峰のことなんですけれども、それを中心とした周辺一帯を商業拠点として位置づけており、商業拠点としての整備、充実を図り、買い物だけでなく、憩いの場の空間として、家族等が利用できる場として整備を推進いたしますと定めておるところでございます。

このマスタープランにつきましては、おおむね20年後を想定した上峰町の都市計画に関する総合的な指針となっております。このマスタープランが策定されて、約10年たちます。今現在、国道34号線からさっき述べました外記溜池付近、要するにイオン上峰付近あたりについては商業施設の整備はおおむねできたものと思っております。

そういう中で、イオン上峰は地域に根差したお客様に優しいお店づくりということで、シニア対応として、売り場通路をゆっくりととり、商品表示の文字を大きくし、直営売り場を3階まであったものを、今現在、2階までにまとめ、買いやすい工夫もされております。その3階においては、親子で楽しめます空間づくり、また地域のサークルの団体様への園芸や展示物を披露する場として活用されるイオンホールを新設しております。そういうことで、幅広い年代の方々に使い勝手のよいショッピングセンターとし、皆様御存じのとおり、4月20日にリフレッシュオープンをされたところでございます。これにより集客力のアップが期

待され、地域周辺の活性化へもつながると思っておるところでございます。

また、町といたしましては、イオン上峰と毎週火曜日に町の活性化等についての定期的な話し合いを持っておるところでございます。社会福祉協議会とイオン上峰が提携されました、皆様御存じかと思えますけれども、買い物弱者に対する支援サービス、上峰おたっしや便についても、この話し合いの中で生まれたものでございます。今からは上峰町サマーフェスタの話し合い等をされ、関係者を入れて行っていくところでございます。

また、このように町としても、イオン上峰を中心とした商業地域はもとより、町全体の活性化に今後も推進していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

以前、町の北部は工業地域、中部は商業地域、南部は農業地域ということを知り及んだことがありますけれども、確かに中部、町で言えば、ちょうど中央部、これが商業地域のベースであると。イオン上峰することながら、トライアル、あるいは最近はやまダ電機と、乱立していると言ったらおかしいですけれども、人が集まる地域になってきてはおります。また、課長の述べられた福祉の件についても、入っているようですけれども、これからこの地域あるいはこの町をどうするのか、この町に核はあるのかということについてお尋ねします。これからのまちづくりにおける、この中部地域の役割について教えていただきたいと思えます。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの林議員さんの上峰町の中部あたり、要するにこのイオンのあるあたりなんですけれども、議員さん言われるとおり、本町といたしまして、中部については、このイオン上峰を中心としたまちづくり、そういうふうな商業施設をつくっていくということで、先ほども言いましたとおり、上峰町の都市計画マスタープランも位置づけておるところでございます。そういう中で、今現在、イオン上峰のすぐ北側にあります、元のイオン上峰の駐車場跡地あたりについても、実はいろいろな商業施設の問い合わせも来ております。聞き及んでおるところについては、幾らかの話がまとまる寸前という話も聞いております。そういう中で、この前、先ほど言いました毎週火曜日にお話し合いをしている中で、イオン上峰の方から言わせてもらおうと、要は御存じのとおり、横に映画館がありますけれども、あの映画館の今後の取り扱い方、それについては、なかなか苦慮されているところでございます。今の映画館の実態を申し上げますと、実際映画館を利用するという話になって、もう十数年間使っていない施設ということで、なかなかすぐにいろいろな面でオープンというわけにはいかないということを知り及んでおります。今後はそのような形での映画館の跡の利用等も含めて、もちろん今後は上峰町としても、いろいろなバックアップはしていきますけれども、本町としても、あの一帯を商業地の中心的なものということでの位置づけで、今後もイオンだけでなく、隣接するところの商業施設等のお話し合いをしながら、町の活性化について

は進めていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

町の中心地、核になるということについては、信頼をしておきます。

次は、この質問の2項にも少し入ってまいりますけれども、このイオン上峰を中心としたこと、当然、ここに人が集まれば、物を買う商業ベースがある。これはわかりますけれども、集まって買い物する、これだけでは町の核、中心とはならない。当然そこには憩いというものも考えていただきたい。町の中心地で買い物をすれば、さあ帰っていくじゃなくて、当然そこにはその地域に憩いのある場所が必要ではないかと、このように思いますけれども、3階に子供たちのお遊びの広場をつくられたことは非常に結構でありますけれども、大人あるいは子供を連れた方々が憩いのできるというようなことについては、考えておられるかどうか、質問をいたします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど林議員さんのほうから、要は人が集まる憩いの場ということで質疑がっております。実は次の質問の中にちょっと違うんですけれども、上峰町につきましては、農村総合整備事業ということで、農林水産省の事業を受けた事業をやった経緯があります。その計画の中に、イオンのすぐ南にあります外記溜池、それを中心とした親水公園の整備ということで計画した経緯がございます。それはもちろん、先ほど言いましたとおり、イオン上峰を一带としての公園づくり、憩いづくりという観点からした経緯がございますけれども、何せあの大きなため池につきましては、事業費がかかるという中で、計画はしたものの、地区との話し合い、隣接する方へのいろいろな意見等を聞いた中では、基本的にはあのまま自然のままにあのため池はしていくのが一番いいという意見も結構周囲からはございます。そういう中で、農村総合の中で、基本計画の中には入れた経緯もございますけれども、今現在といたしましては、一つは、財源の関係等、皆様からのいろいろな意見を集約した中で、もちろんため池につきましては、町の持ち物ではなく、幾つかの地区の方々のもち物ということもございます。そういう中で、最終的には先ほども述べました都市計画マスタープランの中にも、その外記溜池の親水公園の整備という計画はございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今となつては、その外記溜池を入れたところでの総合的な計画は、今のところちょっと存在しないといえますか、非常に難しい点がございましたので、今のままでの活用ということでの流れに今なっているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

ため池のこと、あるいは今、ドラモリですかね、あそこのところに小さな公園はつくられたという経緯もありますけれども、無駄なお金を使って、無駄なことをしたんでは、これは

ちょっと場当たりの計画になると、このようにだれでも思いますね。あのため池にあれだけのお金をつぎ込んだけど、結果はまたため池だと。お金をばらまいただけ、何もそれについて成果がないと。やはりこれが長期構想と言ったらおかしいですけどね、やはりしっかりした方針、しっかりしたものがなくて、つくってしまって、ああ使わなかったでは、これはお金を捨てたと全く同じことだと思います。これじゃ非常にまずいと思いますけれども、やはりお金を使うのであれば、使う前にしっかりとした見積もり、計画、分析、これがなされないと、つくった後、使われなかったじゃ何もならないと思いますけれども、このあたりはしっかりとお願いしたいと思います。

また、同じように関連はいたしますけれども、今、鎮西山がありますけれども、鎮西山でも全く同じですね。これは企画のほうになると思いますが、お金は当然かけています。お金かけた分だけ保全はされるけれども、あの鎮西山というのは、憩いの場としてはほとんど利用されていないと。なぜかという、遠いからだ。町民が憩いを求めるには、車でなければ動けない。車で行ってやっとそこに着く。そしてそこで弁当でも食べたりしますけれども、町民が潤いのある憩いの場というのには、ちょっと余りに。だから私はこのイオンを中心としたこの地域に憩いの場というのがあっていいのではないかと思います。鎮西山はイベントの場、町の周辺は、イオンを中心としたところには潤いのある憩いの場と、このような考えを持っております。

以上です。次の質問をお願いします。

○議長（大川隆城君）

それでは、第2番目の御陵公園の整備計画について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、2番目の御陵公園の整備計画はという林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどからお話が上がっておりますイオン上峰店の南のほうに目達原古墳群の一つであります都紀女加王墓がございますが、この王墓に隣接して御陵公園がございます。所在といたしましては、坊所の1570の16、面積が3,833平米ということでございます。この年間の維持管理というものにつきましては、以前より老人クラブのほうにお願いをしておりましたけれども、さすがに年数がたちまして、それとともに樹木等が大きくなりまして、それとあその場所的にも、あそこが平らな部分もございますが、北側の部分につきましては傾斜地ということが多くなっておりまして、剪定というものもなかなか思うに任せないという状況になって今日まで来ております。この御陵公園につきましては、関係各位からの御指摘等もございましたので、本年の当初予算でとりあえず不必要だと考えられる枝の伐採費用を計上いたしました。今現在、その伐採作業を行っておりますけれども、まず、この初期の目標どおり伐採を実施いたしまして、老人クラブの皆様が管理しやすいようにしたいということで、ま

ず考えております。

それから、今回の伐採を第一段といたしまして、今後、御陵公園をどのようにしていくかという考え方、整備方針を取りまとめたい。実際、伐採しております現場に足をそぞとなく運んでおりますけれども、今までの枝とか、いろんなものが、今、伐採によって新たに発見されたというようなこともございますので、そこら辺を確認して、今後それらを整理、それからきれいにしていくということにまずなっていくということで、順次それを実施していきたいというふうに考えております。

ただ、私どもの課では、財政のほうも担っておりますので、どうしても財源ということが頭に浮かぶわけでございますが、限られました財源の中で、それから今後もいろんな方面で、今までストップしてきた事業がどうしてももう少し進むと、前に進むという状況になってきておりますので、経費が必要というようなことでもございます。そういう中でございますので、今、議員御指摘されましたような整備計画というようなかつりとしたものになるかと、そこら辺ははっきり今の現時点では整備計画というかつりした計画書、または計画というものになるかどうかはわかりませんが、公園の所在する位置が町の代表的な商業地の一角であること等を考慮いたしまして、あの公園の存在が周りの環境により影響を及ぼすような公園にしたいと、そういうふうには私ども人一倍考えておりますので、今後、そういう方針に基づきまして、着々と進めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

商業地域に隣接する憩いの場として、今ある御陵公園、これは大いに町の中心的な役割とするものだと思っております。活性化の試金石と、このようになるのは間違いありません。私も1週間ぐらい前に踏み入ってきましたけれども、まだ草ぼうぼう、北側のツツジのあたりも本当荒れ放題ですすね、いつ整備がされたのか、ちょっとわかりませんが、そのような状態でした。せっかくある財産を使わずに放置するというのは、また同じことを言いますが、鎮西山のキャンプ場、御陵公園、だんだんと手を入れずにいると、ますます次の手を入れるときに大変になるということで、公園の機能を維持させる整備計画と、実際の整備するのは、また別ですけれども、整備計画あるいはこの御陵公園と商業地域をどのようにくっつけていくかと、これについては十分に検討していただきたいと思っております。これからの町、町の中心地、これについてよろしく願いいたします。これは整備計画ということで、大体頭の中に入りましたので、次に進んでいただきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

高齢者の活用について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

おはようございます。5番議員の高齢者活用について、私のほうから人口増について、その実態と町への影響についてはに答弁させていただきます。

人口増についてですが、直近の5月末日の住民基本台帳によりますと、上峰町の人口は9,474人、男4,527人、女4,947人で、前年比増の88人、男49人、女39人、0.9%の増となっております。このうち生産年齢人口、15歳以上65歳未満の人口について述べさせていただきます。平成24年5月末現在、5,906人、男2,877人、女3,029人、前年比増の12名です。男5人、女7人です。年代別でございますが、15歳から19歳、481人、男249人、女232人、前年比減の16人、男減の22人、女6人。20歳代1,034人、男485人、女549人、前年比増の8人です。男13人、女減の5人。30歳代、1,302人でございます。男627人、女675人です。前年比減の10人、男減の9人、女減の1人です。40歳代、1,205人、男601人、女604人、前年比増の46人、男30人、女16人。50歳代、1,116人、男548人、女568人、前年比減の34人、男減の15人、女減の19人でございます。60歳から64歳まで、768人、男367人、女401人でございます。前年比増の18人、男減の2人、女20人の増となっております。以上が生産年齢人口の実態でございます。町への影響については、人口増に伴いまして、人と人との交流が図られ、活力が出てくるためによいことであると思っております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

生産年齢は、非常にだんだん高齢化しております。私のこの第1項めで質問したいのは、高齢者は増加する、若者も増加するということで、特に65歳以上の人はますますふえてまいります。今、一般的社会では、65歳というのが一つの定年年齢、会社人間から町の間人間になるという世代だと思います。言いかえれば社会からの締め出しを食らうということです。社会から締め出し、まだしかし元気です。元気で社会から締め出されると、何をするかというと、何もすることはない。散歩あるいはグラウンドゴルフということになるのではないかと思います。あるいは逆に今度は若者も確かにふえております。町長、それぞれの講演会等で述べておられますけれども、上峰は人口がふえていると。人口がふえているということは、高齢者と若者がふえていると。言葉をかえれば、高齢者は65歳定年になる。これを高齢者と言っていいかどうかわかりませんが、また若者は会社人間であると。町のことについては一切関係なし。これは皆さんそれぞれが経験されてきた道だと思います。私も仕事をしているときには、町の財政、あるいは町が何していると、ほとんど関心がないですね。やはり自分と会社と、自分と自分の働く場所と、この2つしか関心はありません。これは事実だと思います。あるいは町政について、会社行っている人間に考えてみると言ったら、それはちょっと会社のほうが忙しいということで、関心は持ってもらえません。高齢者についてもしかりです。これでは本当はいけないのではないかと思います。人口がふえるということは、現時点では65歳以上の人がふえる。65歳以上の人はすることがない、あるい

は若者は会社人間、町のことについては一切目を向かないと。こういうことが現実であると思います。この高齢者の活用については、1、2、3項、できればまとめて回答をお願いしたいと思います。1、2、3それぞれで結構でございます。今、住民課長からはいただきましたので、ほかの方からお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。それでは、私のほうからあとのほうの2項目、3項目の部分について答弁をしたいと思います。

2項目の高齢者福祉の計画先行しているが。それから3項目の社会参加についての考えはについてということで答弁をいたします。

現在、後期高齢者医療の平成24年度、25年度の保険料改定が行われ、また介護保険についても、第5期計画のほうで、24年から26年度までの改定が行われました。なお、本町の高齢化、65歳以上の率としましてが、平成24年4月末現在で20.17、なお前年度、23年4月末現在で19.89ということで、0.28ポイント上がっております。でも鳥栖市につきましてが、平成24年度4月末現在で19.28、前年23年度4月末で18.94ということで、鳥栖市につきましては0.34ポイント上昇しております。基山町につきましてが、平成24年度4月で22.23、前年度23年4月末で21.36ということで、こちらのほうは0.87ポイント上昇しております。みやき町につきましては、平成24年度4月末で28.55、前年23年4月末で27.68ということで、こちらのほうも0.87ポイント上昇しています。東部4市町の上昇率としましては、本町、上峰町のほうが上昇率としては低いようでございます。

そういう中で、高齢者自身が地域社会の中でみずからの経験と知識を生かす場として、先ほど社会参加についてということでありましたけれども、シルバー人材センターや老人クラブ、また高齢者自身が生きがいを持った人生を送ることのできる場としては、生涯学習の場、あるいは生涯スポーツの場、ボランティア活動の場、あるいは自分たちの趣味等の場の交流活動というのがあります。そういう中で、高齢者が社会参加する場として、以上のようにさまざまありますけれども、その一つとしての上峰町シルバー人材センターというのは、定年退職後などにおいて、補助的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的にされており、その事務局は社会福祉協議会にあります。その平成23年度の実績でいきますと、受注額で3,600千円程度、受注件数で250件、その23年度末の会員数は52名ありました。今年度4月5日にそのシルバーの全体会を開催しまして、今年度より2班体制で作業をし、その5月末に新規の仕事の募集のチラシを全戸配布しております。そういうふうな効果が着実に出ており、新規のお客様も確実に増加しているということでございます。

今後は、受注の多くを占める剪定、草刈り、草むしり以外にも会員が仕事で培った能力の

把握に努め、多種多様な仕事にもチャレンジし、また女性も働きやすい家事サービスなどの仕事の充実を図っていききたいとのことであります。行政としましても、そういうシルバーにつきまして、バックアップをしていききたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○5番（林 眞敏君）

私がこの通告書を出したのは、5月31日でありました。このときにこういう質問をいたしました。6月3日の佐賀新聞に、このような面がありました。これは私が5月31日に出して、6月3日ですから、私はこの記事を見て出したわけではありません。しかしながら、こういう記事が出るということは、私個人のみならず、社会として、こういう問題が取り上げられているということの事実ではないかと思えます。この中に何が書いてあるかということ、まず、高齢者という考え方、私もそうかもわかりませんが、65歳から高齢者と、だれがそんなの決めたのということが書いてありました。これはそもそも1959年にそのころの平均年齢が六十五、六ぐらい平均年齢があったということで、65歳を高齢者と決めたということで、今はそうではないですね。65歳が今は平均年齢もかなりそれから10歳以上伸びています。65歳が高齢者なのかどうかということにも疑問があるとも書いてあります。そして、一般的な社会が65歳で定年ということもおかしいよと。年金の支給も65歳からというのはおかしいよと。社会の仕組みがおかしいからそうなのかもわかりませんが、ここでは政府が高齢社会対策大綱というのを今度出すということでもあります。

今、岡課長のほうからいろいろと回答をいただきましたけれども、私が思うのには、シルバー人材あるいはそのほかの、どちらかというたら福祉的な要素もかなり大きい要素。そうではなく、町がよその町、よその県に先駆けて、この年齢、65歳以上高齢者とは言いませんけれども、65歳以上の人をもう一度社会参加できるようなプロジェクトでも町独自でつくったらいかがでしょうか。要するに65歳以上はまだ生産年齢であると私自身は思っております。その方たちをもう一度、今の企業、一般的な社会としてお払い箱になるのであれば、上峰町が何かつくってやろうかと、上峰町の65歳以上の方はノウハウはたくさん持っておられます、現役のときに培われたノウハウをもう一度役立てるような町独自の何かをできないかなど、こういうことを疑問に思っております。これはなかなか非常に難しいことであると思えますけれども、他町に先駆けて、町として何か町の独自性をもって、何かしてやろうかということをつくられたらいかがでしょうかね。グラウンドゴルフを悪く言うわけじゃありませんけれども、65歳になってやることはグラウンドゴルフと、あるいはウォーキングですか、これしかない、あるいはシルバー人材で福祉的な仕事をする。これしかないのでは、65歳になりたくないですね。65歳になったら社会から私のやることは、これこれかということ、間違いなく65歳になりたくないですね。そうでなくて、なっても上峰町はあなたたち現役のときにいろいろなもの培っておられるでしょう。これをこの町の何々のために、もう一度来

ていただけませんかという、そういう社会になっていただきたいと思います。そういう上峰町を、これは私独自の新たな企画ですけれども、まだ元気な人は支え手にと、ここに書いてあります。65歳以上は福祉の時代ということじゃなくて、65歳以上の人は働く世代だということを出ております。町として非常に難しいかもわかりませんが、こういうこともこの上峰町の10年構想、あるいはこういうところにもちょっと加えて、喜んで65歳になってくださいと、町がいっぱいつくってあげますよということを考えていく時代に来ておるんじゃないかと思います。あるいはこの件について、何か執行部として、いやこれだけ考えていますよということがあれば、お願いをいたします。なければ、次に進んでいきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員の御質疑でございます。老年人口割合について、先ほど担当課長が申し上げましたが、正確な数字を言っていて、本当に私としてはよかったと思います。実際、この世の中で言われるほど、この上峰町は特に人口については、そんなに悲観的になるような状況ではないということであります。国立社会保障・人口問題研究所も推計を出しておりますが、今一番直近の推計でも、2005年が18.7から2035年は27.7ポイント、9ポイントしか上昇はしない。鳥栖市は今現在、18.1ポイント、27.6ポイント、9.5ポイント上昇します。みやき町は今現在、24.1ポイント、それが40.1ポイントになると、16ポイント増加。基山町は19.2ポイントから40.6ポイント、21.4ポイント増加するというので、本当に比較的老年人口割合の推移を見ても、高齢化が著しく他町に比べて進んでいるということではないということでございます。また同時に年少人口割合も鳥栖市に続いて2番目の状況でございます。

そうした中で、お年寄り（37ページで訂正）の活用、高齢者の皆様方の御活用ということを考える上で、議員の御指摘、人材センター以外の直接的な雇用という意味でしょうか、そうしたことも検討をする必要はあるとは思いますが、今現在は高齢者の皆様方の場としてのシルバー人材センターがございます。ここの体制が今まで十分でなかったと。要するにここに登録されている人さえ少なかったという状況です。この体制の整備のために、2班に分けて今後やっていくということで、発注事業もふやしていかなければならないと。このシルバー人材センターを活用しながら、高齢者の皆様方の働く場というものを考えていく必要があると思っております。

また、同時に、先ほど議員が言われた新しい提案でございますので、ちょっとその新聞記事も以前読んだことございますけれども、持ち合わせていますので、また見させていただいて、今後考えていきたいというふうに思っております。

と同時に、かなり大所高所で申し上げると、世の中の的には、実際の雇用調整というのは、若者世代で行っているわけで、大変な若年層に対する格差があるんじゃないかなと私自身は

思っています。といいますのも、やはり新規採用を抑えるというのもこの若い世代の雇用を抑えながら雇用調整を続けてきた、企業も自治体も、あらゆるこの組織がそういう対応をしてきて、実際、雇用の場がない若者が多いという認識を持っておりますし、だからこそ昨今では、自治体において、幅を持って40ぐらいまでの年齢層で雇用を行っているという現状がございます。こういう若年層の雇用調整も考えながら、高齢者の皆様方の働く場の提供ということも考えていかなければいけないということをあわせて申し上げて、御答弁とさせていただきます。

以上です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

児童の登下校の安全確保について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。林議員からの児童の登下校の安全確保についてという御質問でございます。

先ほど総括質問の中にありました、京都での事故のことだと考えております。児童・生徒の登下校については、この事故を受けてということではなく、常日ごろから注意喚起を行っております。登校時には、地域の皆さん方の御協力を受けて、交差点に立っていただいております。また、交通指導員の方々も立たれるということもあると聞いております。

まず、中学校では、下校時に教職員が中学校近隣の交差点、例えば、三上のリックの変則五差路、あの付近にも教職員が直接立って指導を行っております。また、自転車の安全運転についてというチラシをつい最近、家庭のほうにも配布をいたしまして、保護者からも児童・生徒に対して交通安全というふうなことの認識を努めていただくように指導をお願いしておったところでございます。

また小学校では、学年ごとに地区別で集団下校を行っております。登校については、地域ごとの登校を行っております。そういうことを行って、交通事故や不審者への対応を進めておるところでございます。

京都の交通事故を受けて、鳥栖警察署交通課より、通学路の点検やスクールゾーンの見直しなどの必要性の検討を行うよう、現在、総務課と鳥栖署交通課と日程の調整を行っているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

たしか4月23日、亀岡で起きております。以前から上峰のほうは交通指導員等の方々非常に大変な御苦勞をされていると思っております。ただ、私が今回、これを言いたかったのはなぜかという、ひかり保育園に通っている園児の保護者の方々が、小学校の表門の北側

にある駐車場、これを利用していると。果たしてこれはいいことなのか、あるいはよくないことなのか。ひかり保育園には、町から払い下げられた駐車場がある。これを利用せずして、わざわざ小学生が通学路に使っている裏門と言ったらいいですかね、北側の道、これを通して校舎の横を堂々とすり抜けて、正門の横の駐車場まで乗り込んで行って、そこで園児をひかり保育園まで連れて行って、今度は空になった車で保護者はまた同じ道を通って出て行くと。その時期、子供たちも同じように通学をしております。子供たちはバス通学する方はスパーク上峰でおりて、歩道のあるところは歩道を通って行きますけれども、学校の施設に近づくと歩道はなく、道路の脇を通る。そこにはひかり保育園の園児の保護者が片や乗せて今から行く、片や空になったのとすれ違う。そのわきを恐る恐る子供たちが学校に通っているという実態、これはいいことなのか、あるいはよくないことなのか。これは言わなくてもわかっていると思います。なぜ小学校の施設の中にひかり保育園の園児を連れだした保護者の方が入っていくのか、それを許しているのか、あるいはいいですよと言っているのか、そのあたりを教育長のほうに質問したいと思います。教育長、お願いをいたします。

○教育長（吉田 茂君）

林議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、数年来、私どもも問題視いたしておりまして、ひかり保育園のほうには、再三、学校側と共同で向こうへ出向いているんな協議をさせていただいております。若干はよくなったことだけを、少しは改善されつつあることをまず報告させていただきたいと思っております。一番初めは、議員さんも御承知のとおり、校門のところ、3本のポールがあったものを5本に変えました。3本のときは、むしろないときはあそこで親御さんたちはUターンして送り迎えされていたわけです。仰せのとおり、ひかり保育園は裏側に若干の駐車場、今回大きくまた求めておりますので、この際、私たちは要請をしたところなんです。どうぞ向こうを利用して、こちらの側に入られないようお願いいたしますと。ひかり保育園のほうは、一応は納得していただきましたけど、保護者のほうに、保護者会で説明をしていただいた中でお答えが返ってきたのは、どうしても幼児を抱えてきている、子供さんたちだけでも許してくださいと。再度のお願いが来ましたので、それは学校側と協議をいたしまして、一等最初は図書館、あるいはスパークのところでおろして、歩いてきてください。したがって、低学年と高学年の子供さんたちの親御さんは努めてそうしていただいております。ただ、あそこはゼロ歳児から受け入れておりますので、ゼロ歳児の親御さんからは、そういった申し入れがありましたので、今のところ、3本を5本にもしたし、いろいろなことでしたので、ゼロ歳児の親御さんについては、やむを得ないかなと、協議の結果、今のところ引き受けています。でき得れば、そのことはもっとまた時期を見て校長もせつかく自分のところ、今度のことで、自分たちの駐車場も拡大されましたし、運動場のところも拡大されましたから、そこを利用してもらおうようにと強く要請をしていくようにしたいと、そう思っております。

異議なしと認めます。それでは、武廣町長、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員の質疑の途中に、私のほうから不適切な発言がございました。

お年寄りという表現を用いまして、65歳以上の方を表現させていただきましたけれども、高齢者ということで訂正を改めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時5分まで休憩いたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（大川隆城君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、私のほうから傍聴者の皆様方へ一つ注意をさせていただきます。

この議場につきましては、写真撮影等は議長の許可なくしては、一切禁止でございます。携帯電話をお持ちの方は、議場にお入りになるときは電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきたいと思っておりますし、その携帯電話での撮影も一切禁止をしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほど来、携帯での写真撮影らしき音がしたという話も聞きましたが、もし、された方につきましては、その分については消去をお願いしたいと思います。以上でございます。

それでは、一般質問を再開いたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。通告順によりまして、3点ほどお伺いしたいというふうに思います。

まず1点目でございますけれども、行財政改革についてということで、1つ目に機構見直し、これは私は定数関係を中心に述べたいと思います。

それから、及び副町長不在の中で、公約実現等の業務に内外的に折衝段階等で支障はないかということで、前段は総務課長にお伺いしたい、後段は町長にお願いします。

2つ目に、小さい2つ目でございますけれども、例規集、いわゆる町の法律と申しますか、そういう例規集というものがございます。現在、かなりのボリュームになって、持ち運びが

非常に大変でございますので、私はこれはぜひポータルサイト、ホームページに組み入れられないものか、そこら付近をお尋ねしていききたいというふうに思います。

小さい3つ目でございますけれども、広報紙等の掲載内容等の見直しということでございます。私が見るところ、ばらばら感を受ける。要するにまとまりが若干ないような感じを受けますので、そこら付近の見直しはどう思われるかですね、担当課長にお尋ねしたい。

それから、2番目の広域行政についてということでございます。

これにつきましては、5月30日の新聞の報道によりますと、もちろん長の行政報告にもございましたけれども、いわゆる鳥栖市と三養基郡3町で共通の将来像を描き、連携のあり方を探るという項目です、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会なるものが設置されたようでございますので、そこら付近の経緯をお尋ねしていききたいというふうに思います。

それから3つ目に、教育施設についてということで、これは町民の皆様から声を受けたものですから、私はおつなぎをしながらお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1つ目に、中学校廊下の底辺が、非常にはげたり、正常な状況じゃないんですよ。ここら付近の補修はやるべきじゃないかということでございます。

それから2つ目に、中央公園の周囲、いわゆる散歩コースがございますけれども、あそこいわゆる必要用具と申しますか、例えばカロリー関係のチェックをすとか、歩数のそういう面の活用、用具の設置はされないだろうか、そういうお声をいただきましたので、ちょっとつないでいききたいというふうに思います。

それから3つ目に、これも町民の方からの声でございますけれども、テニスコートの維持管理の対応が非常に遅いと、要するにいろいろ希望を申し上げるけれども、なかなか対応がうまくいってないというふうなことを聞いておりますので、そこら付近を一つお尋ねしていききたいというふうに思います。

以上、総括質問ということでございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に行財政改革について、その中での①機構見直し及び副町長不在の中で、公約実現等業務に支障はないかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。碓議員からの1、行財政改革について、①機構見直し及び副町長不在の中で、公約実現等業務に支障はないかという点につきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。

昨年度来、議員の皆様方から定数の見直しにつきまして御議論いただいております。

それで、今回の6月の町長の行政報告にもありましたように、今後の職員採用計画とあわせまして定数の見直しを図っていききたいと、そのように考える次第でございます。

現在のところ、定数につきましては91名、現有の職員については70名ということで今年度

は参っておりますが、70名というのは非常に少ないものですから、見込みといたしましては78名ぐらいを目途といたしまして職員をふやしていく。ふやしていくとといいますか、そういったことをしないとなかなか住民サービス、そういった点でも支障が出ると、そういうふうにご考えているところでございます。

続きまして、副町長不在の中での職務の関係でございますが、町長の公務も非常に多岐にわたっておりますし、また出張等の機会も多々ございます。こういったときに副町長が代理として務める、そういった機会が往々にして出てくるかと思っておりますが、そういったときに支障が、今の役場の中であっているというのは確かなところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

碓議員の御質疑でございます。行財政改革について、後段の副町長不在の公約実現等業務に支障はないかと、公約実現等業務ということではなく、先ほど課長が申し上げましたように、日ごろの各種団体、関係団体等の会議等の出席等に忙殺される時間をもう少し、例えば国の予算編成時、今弾込めの時期でございますが、こうした時期から要望に力を入れて、できるだけ地域の声を反映できることに注力できればと思うときはございます。そうした意味で、もっと効率的に機動的にですね、あるべきじゃないかと思うときもございますが、そうした支障はあるということでは理解いただければと思います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま総務課長のほうから機構なりの話がございました。

私は、以前から聞き及んでおりますけれども、例えば職員の定数につきましては、人口100名に対して1名というですね、そういうお話を以前聞いたことがございます。しかし、現段階におきまして、事務機器等の導入なり効率的な事務環境はできておるという中で、この定数の見直しというのは、私はきっちりやるべきであると。現在91名の定数に対して現員は70名ということでございますけれども、私は市町村のハンドブックを見まして、ちょっと調べたんでございます。この近隣の数値を申し上げてみたいと思っておりますけれども、基山町が約1万7,000人の人口で143名の現有の職員がおられます。これを割りますと、1名当たり大体124名になります。みやき町につきましては2万6,000人、225名の職員がおられます。これは1名当たり120名弱。吉野ヶ里町につきましては1万6,000人、146名の職員がおられて、これも1名当たり110名程度おられるようでございます。神崎市につきましては3万3,000人、262名おられまして、1名当たり130名弱。そういう数字があるようでございます。私はこの人口当たりの職員の配分と申しますか、ただいま総務課長のほうからは78云々という言葉が出ておりますけれども、私は、以前は100名でしたけれども、130名ぐらいあたりの職員定数でどうだろうか、というふうな気持ちもございます。

申し上げてなんでございますけれども、議会の関係も1万人未満5,000人以上の、この定数、要するに議員定数というのは18名ということで、自治法で決まっておるようでございます。現在は10名ということでございますので、私は行政と議会が一体化という中で、やはり議会もこれだけ人数をですね、定数を落とすということでございますので、職員の定数につきましても、そこはしっかりと議論していただきたいということでございますので、そこら辺をどう思われますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

先ほどの御答弁によりまして、定数については91名ということは申し上げたと思います。それで、現在分析をさせていただいているところでございますが、本町におきまして、その91名という定数をしましたときには、保育所とか、保育所の保育士あるいは調理人ですね、それに給食センター職員、そういった者がおりましたが、今民営化という形で委託業務を行ったりしておりますので、そういった職員につきましては、その91名から減らしていく必要があろうと思っております。

それと、あと土地改良とか国土調査、それに農村総合整備事業、そういった事業を行ってありましたときの職員というのは、今現在その業務を行っておりませんので差し引くと。それからふえてきたものについては出向があります。例えば介護保険とか、あるいは県の徴収機構とか広域ごみ、こういったものについてはプラスにしていく。その差し引きで行いますと、おおむね78名ぐらいかなと、そういうところで目安として立てているところでございます。

また専門職がございまして、例えば文化財とか、あるいは保健師、それに司書、そういったものの今現有している職員の年齢を見ましたところで、順次やっぱりその専門職を導入していく、入れかえていくと、そういった必要性もあるということで考えているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから、要するにマイナス要因と言えはちょっと言葉がなんでございませぬけれども、いわゆる保育所、給食センターが民間委託になったということで、その職員については減ずるということでございます。あとは、出先、いわゆる広域関係の介護保険とか県税事務所派遣とか、そういうことについてはプラスの面があると。さらには専門職の出入りかれこれを調整しながら、78名という目途をされておるということでございますけれども、私は先ほど申し上げました近隣のですね、そういうこと、それから議員の定数等も頭に十分入れられて、この件につきましては前向きですね、いろいろな角度から検討していただき、職員定数の見直しをきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、後段の関係でございませぬけれども、副町長不在ということで総務課長なりから

は、非常に多岐にわたって業務があるということで支障があると。町長のほうからも日ごろそれぞれ公約は別にして、一般業務なりそれぞれ無理があるというようなことも聞きました。

私は、この現状の財政事情なり人材なり、それぞれ事情があったというふうに思います。

それで現在空席ということでございますけれども、私はあるべき行政としてですね、当然条例上でも設置は可能ということになっておりますし、私としては副町長はぜひ置くべきだと、いわゆる住民サービスにも支障出るとということでございますので、私は置くべきだという持論を持っております。

もちろん、長の思いで今日まで3年3カ月ですかね、空席という姿のままでここまで来られたというふうに思いますが、そこら付近をですね、長の現在の心境なりを聞かせていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

碓議員の御質疑にお答えを申し上げます。

この副町長の人事につきましては、これまで提案もした経緯がございました。その中で、今し方申し上げてきました支障もあったものの、公約実現等は着実にやってきたということでございます。このとらえ方ではございますが、財政の面で見ますと、この副町長に係る費用というものが大変費用としてかかってしまうので、今現在、置くべきではないという議会からのこれまでの御意見等もあった経緯がございまして、議員の御発言も受けながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

私は、今町長のほうから心情なりを聞かせてもらったんでございますけれども、現在の状況が不在のまま続くようであれば、これは業務に支障が出るとということでございますし、私はあるべき姿として、町民に負託を受けた町長でございまして、いわゆる公約実現なり業務遂行する上で、取り組むべきであるというふうに思います。

私はこう思います。いわゆる執行部が仕事のしやすいような機構の見直しを、きちんと具体的にやるべきじゃないかというふうに思うわけですね。それはどういうことかといいますと、いわゆる町政公約を町民のために実行してもらうために、適材適所の配置はなされておられると思いますけれども、もちろん近年退職者の方も職員も卒業されていく中で、それなりの対応をされておりますけれども、私はもう一步踏み込んで、町民のために行政推進がスムーズにいくような機構の見直し、いわゆる行政推進係的な機構の見直しもやったらどうかと、そういうふうに思うわけですが、いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御提案といいますか、行政推進係ということですが、その係がどういう性格のものかもうちょっと具体的に後日教えていただきたいと思いますが、日ごろから行政のこ

の私の方針に沿ってですね、実務の執行をお願いする上でなかなかそういう直接原課との、何ていいますか、話し合いも必要ですし、そうした専門の係が一つあればというような思いは当初から申し上げてまいりましたし、この議会でよく指摘されてきました、さまざま支障があったこと、遅滞があったことも、そうしたところが行き届いてないところもあったかと思えます。でも、この機構の中で職員が本当に一生懸命努力してくれてくれたおかげで、公約の実現もできたものと理解しておりますし、より職員にとっても私にとっても議会の皆様、町民の皆様にとっても、有益な形の機構というものは考えていくべきだと思っております。

今後とも、そうした視点で検討会等は毎年開いておりますので、行っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、②例規集をポータルサイトへ切りかえたらどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、2番目の質問について答弁をさせていただきます。

例規集につきましては、歳出削減によりまして、平成20年度から自前でつくるようにしております。そのことによりまして確かに歳出は少なく、効果はあらわれております。その反面、各課で例規集に掲載する原稿を作成し、総務課で集約、構成、印刷、製本などを行い、大変な手間と時間を要するようになっております。条例とか規則とか改正が少ない場合には、さほど手間はかかりませんが、今回のように改正が多い場合は非常に膨大な量になります。ここで、その原稿をお持ちしております。原稿が262枚ございます。それとあと、裏表製本しました、これが185枚あります。これをつくり上げるというような形になっております。それで今回、条例、規則等の改正とか制定については38件あっております。それで、このようになるということでございます。

例規集を町のホームページに掲載するには、確かに業者に委託する必要がございます。これで応分の費用がかかります。しかしながら、インターネットとかも皆さん方お持ちになっている方、多々いらっしゃると思うんですが、いつでもどこでも検索できると非常に利便性のあるものになります。来年度は、ぜひとも議員各位の御理解をいただきまして、こういったインターネットに掲載できるような、そういった費用をお認めいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから、平成20年度から自前でつくっているということで差しかえの経費は不要になっているかと思えますけれども、印刷費等がかなりかかっているということも

伺いますし、総務課でかなりの事務量になっているということもあるようでございますので、とにかく私たちが取り扱いをするのにこんなに厚いんですから、なかなか持ち歩きが難しい。見るときは議員の控室で見たり、時々家に持ち帰り関係部分を見ますけれども、私はこのポータルサイトに入れることによって、関係部分の条文をコピーし活用すれば効率的になるんじゃないかなとも思います。課長のほうからありましたように、入力するについてはまた経費が、業者委託ということもありましようけれども、いずれにいたしましても、効率効果のある見やすい、取り扱いしやすいような方向で検討していただきたいということでございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

広報紙の掲載内容等の見直しについて、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、行政改革についての3番、広報紙の掲載内容等の見直しということで御質問をいただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、その前に広報紙の手順をお話しさせていただきたいと思いますが、広報紙のまず作成に当たりましては、梓どりから始めまして区長さんの方への発送と、そういうことにしておりますが、ここで時間的なスケジュールと一緒に御説明をまずさせていただきたいと思っております。

例えば、7月号を例にとりますと、6月1日が各課からその紙面のスペースどりということで、広報紙につきましては基本的にはページ数が限られておりますので、7月号についてどういった掲載の希望があるかということで、スペースどりの申し出を6月1日までに受けるということにしております。それから6月6日の午前中に原稿提出期限と、それから6月6日の同じ日の午後が印刷所への原稿の入稿という形をとっております。その後、通常でございましたら3回程度の調整、打ち合わせを経まして、6月25日に役場のほうへ広報紙を納品していただくと、それから翌日の6月26日に区長のお宅へこの広報紙を配送すると、そういう形になっております。そこで、先ほど言いましたように、スペースどりがございますけれども、もちろん原稿につきましては各担当課で作成をいたしております。

議員、今先ほどおっしゃいました、ばらばらじゃないかとか、まとまり感がないんじゃないかとかいう御指摘でございましたが、私の手元のほうに2月号、3月号ということで、前回までは2カ月に1回広報紙を出してございました。その関係を見ますと、確かにおっしゃるような同じページにいろんな話題が掲載されとりまして、先ほどの御指摘も当たっているというふうに感じております。

それから、5月から毎月発刊ということにしておりまして、我らの企画課のほうは4月からそれを担当いたしております。それで今現在その広報紙につきましては、その内容につい

て日々改良をしたいというふうには考えてはおりますけれども、その中で、1つとして、毎月発刊になったこともございますけれども、なるだけ課ごとにはまとめたということしております。ただ、課ごとといいましても、例えばですが、健康福祉課とか住民課とかそういったところになりますと、業務がはっきり申し上げてばらばらといいますか、広範囲といいますか、ですので、課ごとにしても、そういうふうな感じを受けられるのも、ちょっとやむを得んのかなという気はいたしております。

しかしながら、御指摘をいただいておりますので、今後その広報紙としての一体感とか、まとまり感というものを検討して、町民の方が見やすいとか、おもしろいとか言っていただくような広報紙の編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、以前が2カ月に1回ということで、5月より毎月発刊ということになった経緯がございましたけれども、私はですね、今課長もちょっと触れられたように、行政面からいけば課ごとにある程度設定をしながら、それに付随したような編集をやるとか、要は町民の皆さんが見るときに、何を書かれてあるのかと皆さんが見やすいような広報紙であるべきだと、こういうふうに思うわけでございます。

感想を一つ申し上げますけれども、今回、功労表彰ということで秋山元町長さんの叙勲の関係ですかね、あれでまたさらに表彰を受けられたということで、これを最裏面に掲載してあるんですね。私は町の功労者でありますので、これはせめて2面か3面ぐらいに掲載したらどうかという感想を受けました。いずれにいたしましても、このもろもろの事柄等をしっかり紙面工夫していただきたい。いわゆる広報とは、広く町民の皆様へ町の出来事等を知らせることが大事だと思います。言いかえれば、いわゆる情報公開の手段でありますから、この紙面はですね。そういうことでいくなれば、行政のこと、議会のこと、なされたことなどをですね、町民の皆様へしっかりとお伝えするのが、町執行部並びに私たちも含めてですけども、責務があるというふうに思いますので、長はそこら付近どう思われますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質疑でございます。

町の広報紙の活用について、そのわかりやすい課ごとに収れんさせるという点と、また見やすい広報のあり方というものをもう少し勉強させていただいて、他町の広報紙デザイン等も大変工夫をされているという状況です。本町もデザイン等も意識する必要があると思っておりますので、考えていきたいというふうに思っております。

また先ほどございました秋山元町長様の写紙の取り扱い方については、私どもも大きく取り上げさせていただきたく申し入れさせていただいたわけですがけれども、その話の中でです

ね、余り大きな取り上げ方はしないでいただきたいという御意見があったことを、ちょっと補足させていただきます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、紙面をしっかりと確保していただきたい、見やすいようなですね。強いて言いますと、議会だよりも改変改革がされておりますし、私たちはそういうふうになっておるといふふうに理解をしておりますので、いずれにいたしましても、この広報紙というのは情報公開の手段というふうには私は思っております。広報紙、いわゆる町の便り、議会だより、そして加えて言うならば、議員の後援会だより、こういうことも広報紙の一環というふうには私は思うわけです。町民の皆様へ公平・平等に情報公開をですね、情報発信すべきと私は思っております。

そういう中で議長に申し上げたいと思っておりますけれども、お願いでございますけれども、広報紙、私を含め同僚3名が後援会よりの後援会だよりを発行しております。これにつきましては、議会だよりを重視して個人後援会だよりを控えるべきじゃないかというような声も実はありました。このことにつきましては、私の後援会よりも強い反発が出ておることも事実でございますので、議長にお願いでございます。ここら付近はもう少ししっかりと私たちの声なり後援会の声を反映させるべき、議長の計らいで、このことにつきまして協議の場を公開で取り扱いしてもらいたいということ強く要求をいたしておきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

先ほどの私に対しての要望につきましては、後日検討をしたいと思っております。

それでは、この1番のほうでの③についてはよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に進みます。

広域行政について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

広域行政について、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会設置の経過はという御質問をいただいております。私のほうから、この件に関しましては、鳥栖市長様よりこの検討委員会の案内の文書をいただいておりますので、これをまず読み上げて紹介をさせていただきたいというふうに思います。

鳥政第130号 平成24年4月13日

上峰町長 武廣勇平様

鳥栖市長 橋本康志

鳥栖・三養基地域ビジョン検討会（仮称）の設立についてお願い。

日ごろから鳥栖・三養基地区の発展に御尽力いただき心からお礼申し上げます。

さて、平成24年4月11日に開催されました佐賀県東部サミットでは、初めて皆様と一堂に会し、みやき町、基山町、上峰町、鳥栖市のそれぞれの状況、またそれぞれの首長の皆様の考え方が一定把握でき、非常に有意義なサミットであったものと考えているところでございます。

つきましては、サミットにおきまして皆様で合意いたしました鳥栖・三養基地区の将来像につきまして具体化する場をつくりたいと考えております。

業務御多忙中とは存じますが、まずは、担当課長による枠組みづくりから始めたいと思いますので、担当課長の御出席へ御配慮をお願いいたします。

文面は以上でございます。

私からは以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

ただいま企画課長のほうから経緯なり、鳥栖市長からお願い、依頼文と申しますか、地域ビジョンについての申し出があったということであるようでございます。

新聞報道によりますと、それぞれの長がお話しされております。まず、鳥栖市長は大きな問題については手順を踏むことが必要であろうと、しかし、具体的に取り組めるものがあれば早急に、即やっていくべきじゃないかというお話。それから、みやき町長につきましては、将来の少子・高齢化や道州制を考える等、新たな枠組みについても考えなければならない時期ではないかとか。基山町長につきましては、鳥栖市と既に連携を強化しており、さらなる充実と範囲拡大を図りたいということですね。それから、当町の武廣町長につきましては、建物の使用やバスの運行など連携できる事業があるはずと、推進すべきという、それぞれの4首長のお話があるようでございます。もちろん各市町の総合計画をメインにしたところの取り扱いになるかと思えますけれども、いわゆる私たち住民が暮らしやすい利便性のある生活環境づくりをぜひ目指してもらいたいということを進言したい。さらに効率効果のある連携事業を取り上げてもらいたいということを要望します。

長の考えありましたら一言受けたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質疑でございますが、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の会則を手元に持っておりますので、その事業内容ですね、この辺に触れながらビジョン検討委員会、どうしたことを進めていければと思っているかということをお伝えさせていただきます。

この検討委員会は、次に掲げる事業を行うということで、1つ目は鳥栖・三養基地区の連携とビジョンの策定ということでございます。2つ目に構成市町の重点施策の比較検討、3番目に構成市町の各種行政活動の現状分析と比較、4番目にその他検討会の目的を達成するために必要な事業ということで、基本的には各種事業を比較をしながら連携ができる分野と

いうものを考えて、その次のビジョンの策定という型で大きな枠組み等の議論も出てくるものではなかろうかと、私は期待をしております。

先日、記者会見の内容で新聞記事に連携事業についての言及のみ記載されましたが、大きな道州制という国の統治のあり方、機構のあり方自体が問われる中、この枠組みについても道州制に備えた一定規模の人口規模というものは必要じゃなかろうかというのが私の持論でございまして、そうした連携、またその枠組みについても議論の中で検討されればと期待をしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

教育施設について、執行部の答弁を求めます。

まず第1に、中学校廊下の補修はすべきではないかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

それでは私のほうから、教育施設について、①の中学校廊下の補修をすべきではないかという御質問でございます。

現存の上峰中学校は、昭和53年3月に新築完成いたしまして、以来34年の月日がたっております。議員おっしゃるとおり老朽化がかなり進んでいるのは否めない事実でございます。平成22年度、一昨年ですが、校舎の耐震工事を行いました。その工事とともに普通教室のみの床の改修工事を行いました。廊下部分、階段部分については、次回の大規模改修の関係上、見送りとなっておりますのが現状でございます。改修を行わなければならないというは思っておりますが、町の財政状況では早急に行うことは困難だと言わざるを得ません。

町の中期財政計画では27年度設計、28年度、29年度工事ということで計画しております。中学生の皆様には御迷惑をかけますが、今しばらく我慢をお願いすることになります。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから経緯なりがございました。

確かに昭和53年3月に新築されまして、三十数年のかなりの老朽が進んでおるわけでございますけれども、やはりこの廊下というのは、毎日、生徒の皆さんが校内生活をする上で常に使用している部分であるというふうに私は思うわけですね。次の大改修にあわせて対応云々ということでございますけれども、私はこの廊下というのは非常に、特に1階の部分、あれがひどいもんですから、これは声として、保護者の方からの声も受けております。生徒が校内生活する上におきまして、オーバーに言いますと、生活態度が乱れるようなことにつながりはしないかとかですね、そういうお声も聞きます。人間で言えば、衣服の乱れとか破

れとか、そういうことにも匹敵するような状況ではなかろうかというふうに思うわけですね。公共施設整備基金も20,000千円計上されておるようでございます。大改修はもちろんございましょうけれども、この中から若干の引用し、活用をもって足元の廊下の修理を私はすべきじゃないか。保護者の声もございまして、そこら付近を前向きで考えていただきたい、その答弁をいただきたいと思っております。

それからもう1つ、職員室の前に男子トイレがございまして。あそこはいつの行事だったんですかね、卒業式でしたか、入学式、ちょっと使用したんですが、もうあふれる寸前ということになっていたんですよ。これは直ったかどうか、そこもちょっと関連で御質問させていただきます。

○教育長（吉田 茂君）

礎議員の御質問にお答えさせていただきます。

仰せのとおりでございます。私どもも昨年、教室内のフロアを改修したときに防衛省の補助事業と相まってできたら非常によかったんですが、それはついに果たせませんでしたので、廊下が残ってしまったわけです。廊下につきましては、再三町側とも協議をいたしているところでございます。実際に生徒たちがスリッパでひっかけるというようなところもありますので、そういったものも早い段階でと思っておるんですが、あと2年後ぐらいに大改修の時期にも入っておりますので、今回におきましてはそういう答弁で終わらざるを得ない状況でございます。あしからず御了承ください。

それから、職員室の北側のトイレということでございましたので、はい、1回だけ私もあふれそうになりつつあったのは確認いたしました。その後すぐ措置はとったと思いますけど、再確認いたしておきます。それで答弁にかえさせていただきますので、御了承ください。

○4番（礎 勝征君）

ただいま教育長のほうから、大改修とともにあと二、三年待ってもらえないだろうかということでもございましたけれども、やはり生徒の皆さんが安心して安全教育を受けるため、校内生活をするために、私はぜひ前向きでこの場、修理の提供をすべきじゃないかということ強く要請をいたしまして、この項は終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

②中央公園周囲（散歩コース）の活用（必要用具設置等）はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

それでは私のほうから、教育施設について中央公園周囲（散歩コース）の活用についての答弁を申し上げます。

ウォーキングは健康効果高い運動治療法として、最近注目されているところです。上峰町

におきましても、時間を問わず中央公園のウォーキングコースは腰やひざに優しいコースとなっております。利用される方もたくさんおられて利用されておりますが、その利用の数は把握はできておりませんが、毎週木曜日に午後8時から9時の時間帯に、総合型スポーツクラブ「ふれあい友遊かみみね」において、ウォーキング教室を実施、(「要点だけ」と呼ぶ者あり)はい。

そういった状況でございます。

あと最後に、チェック機能についての要望がございましたけれども、これについては自分自身の管理をする部分だと私は理解しておりますので、これについての予算化はどうかと思っておるところでございます。

以上です。(「3問目行ってください」と呼ぶ者あり)

○議長(大川隆城君)

じゃ、3番目のテニスコートの維持管理についてもお願いします。

○生涯学習課長(福島日出夫君)

それでは、テニスコート維持管理についてでございますが、クレートにつきましましては、塩化カリウムを教育委員会で夏と冬購入し、テニス協会に散布していただいております。塩化カリウムは散布することにより、夏場におきましては強い吸湿力があり、また適度な湿り気を与え、ほこりの発生を防ぎ、また冬場におきましては水の凍結を大幅に下げる霜防止対策として散布しております。散布につきましましては以前より当初10袋入れて予算計上をしておりましたが、24年度におきましては16袋の予算化をし、夏8袋、冬8袋の散布をテニス協会の方をお願いをする予定をいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○4番(碓 勝征君)

結論から申しますと、中央公園の散歩コースの必要用具等は設置しないと、みずからやるべきだということでございますけれども、これはですね、必要用具等があるということを知っておりますので、これは調査をして前向きで考えていただきたい。

それから、テニスコートの維持管理につきましましては、テニス協会のほうに委託しておることでございますけれども、対応が非常に弱い。例えば、そういう物品の購入がおくれとるとかですね、そこら辺があるんじゃないかなろうかというふうに思いますので、我が町はですね、昭和52年6月に「スポーツ宣言の町」ということでやっておりますので、利用する皆さんの声を真摯に受けとめて、早急な対応をしていただきたいということを強く要望しておきます。

以上です。

○町長(武廣勇平君)

礎議員の教育施設について、中央公園周囲の活用、用具設置ですが、これは担当課長が申しましたけれども、事前の協議の中では必要性があるということで話をしとったわけでございます。今の答弁からいきますと設置しないということではありますが、町民の皆様の御要望は多岐にわたる中、そうした町民福祉、健康増進に資するものに予算を充ててほしいということで寄附金をいただいた経緯もございますので、そうしたものの活用も検討していきたいと、財政に影響を与えない程度に活用を検討していきたいというふうに考えております。

また、テニスコートの維持管理ですが、これは去年は10袋と今担当課長が申し上げましたけど、正確には22袋であります。16袋に減ったじゃないかと言われるかもしれませんが、特に去年は特段の事情によって、たしかテニスの子供教室に対して、要するに12袋分お渡しをしていたと。ところが、このテニスの子供教室が12袋分必要なくなりましたので、本来は10袋分、だが、ことは16袋ということで6袋分増しているということでございますが、議員御指摘のように、ソフトテニスの皆様方からもおそいじゃないかという、配布がおそいじゃないかという御指摘をいただいております。去年は4月に既に配分をしておったと聞いておりますが、まだことはされてないようでございますので、この議会終了後、直ちにその荷割については配布をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で4番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、教育長のほうから訂正の発言を求めておられますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、吉田教育長お願いいたします。

○教育長（吉田 茂君）

議員の皆さん、許可いただきましてありがとうございます。

午前中の質問の中で、礎議員さんの質問の中、中央公園の管理面でいろいろ御質疑等がありました。その回答の中の一部を訂正させていただきたいと、そう思います。訂正箇所は、中央公園の徒歩コースでの活用化のための健康管理上のことでございますけど、町民皆さん全体の健康管理の面からも、議員さんおっしゃっていただいたのは体力測定器械など、そういったものについても要望があれば解決できるようにという御質問でございましたので、私どもも早速協議しながらも予算等ありまして、しかし、その要望等には全面的に前向きに検討するようにしたいと、そう思います。あしからずおわびを申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（大川隆城君）

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、8番吉富が質問をさせていただきます。

本当に早いもので、昨年3月11日に地震による津波の災害が起きたことはまだまだ記憶に新しいところでございまして、もう本当にいろいろな問題が山積しているようでございますが、一日も早い復興を願っているものでございます。

そういった中で、5つに大きく分けて質問をさせていただきます。

また、同僚のほうから午前中2人の質問者がございましたけれども、おわびと訂正というふうなことがあってはならないというふうに考えております。私の質問では訂正とかおわびは絶対に許されないことだと思っておりますので、執行部の方には慎重な御答弁をお願いしたいというふうに切にお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

さて、いろいろな問題等を抱えている中で、今現在、土曜開校小・中学校の問題等々がささやかれておる中で、いち早く上峰町の教育長のお考えをまずお尋ねしたいというふうに考えております。

それから、2番目に国際交流についてでございますが、昨年は東北の震災によって、これは韓国のほうとの提携の中で行くことはできないであろうというふうに考えておったところでございますが、ことしもお断りをされたというふうに私は聞いております。私はこの国際交流については、上峰町としてもこれに伴う推進協議会という組織がございます。そういった中で、どのような流れになっておるのかですね。2年続けてのお断りということはあってはならないと僕は思っております。相手が国と国ですから、きちっとした形で書類を交わして提携を結んでおりますので、どうであれ、これは執行していく必要があるであろうというふうに考えておりますので、町長の今後のお考えをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

それから、滞納問題でございますが、非常に資料を見てみますと、若干の努力をされてお

るというふうに数字的には出てきているようでございますが、今後の対策、どのような形で、どのようにこの問題に取り組むのか、この行政の姿勢、お尋ねをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、空き家対策についてでございますが、非常にどこのまちもこの空き家対策に力を入れておられるようでございます。我々九州の中では、北九州等々につきましては条例化までされて対策を練っておられるようでございますので、私たちの町として町長のお考えはどのような対策をされるのか、お考えをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

それから、一番最後の今後の農業問題についてでございますが、農業といえば食だと私は思っております。特に食については大事に取り扱わなければならない。今現在、日本の状況を見ますと、金さえ出せば24時間どこでも食料を供給することができます。しかしながら、今の日本の農業を考えたときに、10年後を考えたときにどうなるであろう。そういうふうに考えたときに、今の後継者不足だけで済む問題ではなかろうというふうに思います。

そういった中で、TPPにしる、このFTAにしる、大きな問題が目の前に来ております。きのうも県の主催でこのTPPに国から来て説明会がなされましたけれども、国はうまく逃げるような答弁しかできななかったが、うちの議長も厳しい質問をしていただいております。それだけ農業が深刻になってきているのは事実であって、この問題について町長が今後この町の農業にどのような取り組みをされるのか、お尋ねをしてまいりたいと思っております。

また、このFTAでございますが、現在、韓国、中国、日本というのがメインになって進行している状況下にある中で、この第一歩として、人民元、円が簡単に取引ができるようになりました。これも貿易関係の一環になる、また関税撤廃につながる可能性が大であるというふうに考えております。そういったもろもろ大きな問題等々がございますので、そこら辺を網羅したところで町長のお考えをお尋ねしたいというふうに考えております。

また、今後の農業問題について、TPP、いわゆるFTAにしても、これはありきに私はきのうの説明会では考えたところでございますが、推測としてこれが実行されたということをお尋ねでございますが、その対策として、農業がやりやすいような対策を今講じるべきであろうというふうに考えます。

そこで、ことしの1月5日だったと記憶しておりますが、町長から呼ばれまして、農業対策の補助事業というのがございまして、いち早く町長が手を挙げていただいた結果が、人口9,500人の町に対して202,500千円の予算を町長が御努力されてつけていただいた。これは決定通知までいただいております。本当に町長の御努力のたまものだと感謝をしているところでございます。なおまた、この問題について、今後の問題等々につきましては、また後で質問をさせていただきます。

今、こういう問題等々がある中でいち早く上峰町は農業に取り組んでいただきたい。と同

時に、T P Pが進むに伴って、一緒に事業展開をやっては遅過ぎますので、このクリーク防災についてはぜひとも早急に取り組んでいただきたい。町長はちょっと生ぬるかねと私は思っております。後ほど厳しい質問もさせていただくことになろうかと思いますが、そこら辺については御理解をいただきたい。

それから、切通川の越水問題でございますが、早く県のほうとも協議をしていただくようお願いしたい。裏作には大豆がほとんどこの地区では栽培されております。一番水に弱い作物でございますので、これについては早急な対策を、検討協議をお願いしたいというふうに思っております。

以上、5点ほど質問をさせていただきますが、きちっとした形でわかりやすい御答弁をお願いしておきたい。特に間違った答弁があれば厳しい質問に変えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に小・中学校土曜開校について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

吉富議員の御質問、土曜開校についてお答えさせていただきます。

現行では——現行ではというのは、現在は学校週5日制が法制化されておりますので、その趣旨を踏まえながら、どういったぐあいな形にして、何年先になるかわかりませんが、土曜開校されるだろうということは予測されますので、その準備段階として県のほうも指針を出しているところでございます。県が指針を出しているのは、学校、家庭、地域、社会が相互に連携して開かれた学校づくりをまずはしておくことが大事だというぐあいに申しているところでございます。私たちの町でも今、放課後子どもプラン推進事業というのをやっているんですが、昨年は8教室で年間100名余りの子供さんたちが参加してくれました。ことしは新たに加えてチャレンジ教室として9名の指導者、これは老人やら教師上がりのベテランの方とか、そういった方たちを招いて月1回の教室を開くことにしております。そのようにして、土曜につきましてもちろん御承知のとおりですが、サークル活動も行われておりますので、そうでない、サークル活動に行っていない子供たちをどういったぐあいにしてフォローしていくかというのが私ども教育委員会の使命だというぐあいに考えて、ゲームだけに終わらずに、テレビゲームですが、子供たちがぶらぶらしないようにと、何らかの形でその土曜を有意義に過ごすようにと思ってプランをしているところです。

県としてのことを少しだけ発表しておきますと、県としては進、新しいじゃなくて、今度は「進む」という言葉を使っています。“進”重点項目というぐあいに上げて、土曜開校の前段階として、今申し上げました土曜ゆうゆう塾などを開いて学校側との接触と申しますか、子供たちの教育の至便を図るようにと指導がなされています。結果的には平成26年度ごろまでにはそういったものがずっと具現化していくんじゃないかなという発表も聞いております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

教育長の御答弁でございますが、先ほど申し上げたように、私は土曜開校だけの質問しかしておりませんもんね。そういったふうな質問にお答えをいただきたいというふうに思います。土曜の問題については今でも議会で議論をされてきたんじゃないですか。質問の趣旨をもうちょっと理解していただきたいなと思っております。

今、土曜開校に向けていろいろな情報というのが耳に入ってくるわけですよ。上峰の教育委員会として、県とかなんとかの問題はお尋ねしておりません。上峰町の教育委員会として今後どのような取り組みをされるのかですね。今、26年度にはなろうかなというお話もあるようでございますが、これ非常に難しい問題とは思いますが、教職員組合が反対をしているという話も聞きます。しかし、いち早く上峰町ではこういったことに取り組む姿勢があるのかどうかというのが私の趣旨でございますので、その辺についていま一度教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

いつも前段が多くて大変恐縮です。今までの議会も、あるいは普通の段階でも討議していただいていることではございました。

しかし、そのことが私どもが26年度までという県の方向づけ、それもはっきり26年というのを公表していかどうかは別として、教育委員会としてはどういったぐあいにしたらスムーズに町の、もちろんこれは文科省の方向づけが決定しないと開校まで結びつかないだろうと思いますが、それを待つ前に、うちの町としては子供たちをどういったぐあいに定着させていこうかということを考え合わせて、今のチャレンジ教室とか、そういったものに取り組んでおるということを申し上げたところです。

○8番（吉富 隆君）

法律的なもんは言うまでもなく私も承知しております。しかし、こういうふうに変わりつつあるというのは間違いないであろうと思っております。

私たちの学校時代は、土曜日は半日は授業でありました。これがゆとりある教育というふうなことの中で、土曜日は休みということで法律化されたのも事実でございますが、法律は国会でつくるんで、文科省の許可というのは当然のことではありますが、これは変わるであろうと僕は思っております。これは今、共働きが多くあるわけですが、学校に土曜日行ってくるのを喜ぶ父兄さんも多々おられるということは御認識をいただきたいというふうに思っております。今後の対策としてですよ、佐賀県でも一番早く取り組む姿勢があるのかどうかという趣旨でございますので、ぜひともいち早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは強く要望をして、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

国際交流について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の御質問でございます。国際交流について、町長の考えはということで御答弁申し上げたいと思います。

これは、これまでの議会等での発言もしてまいりましたが、国際交流事業のあり方について、財政が厳しい状況の中、国際交流事業ということで、公費をもとに行政、また議会等の交流がなされるべきだろうかというところで一時中断を見てまいりました。この間、最初の21年度に参加させていただきましたが、この間は中止をしているわけでございます。一方で、中学生の交流は引き続き続けてきた経緯がございます。

昨今、議会のほうからもいろいろ御提案等もいただいておりますが、もちろんヨジュ郡との国際交流の意義は大変重要なものだと思っておりますし、だからこそ、折衷案ではございませんが、私費等で参加するというのであれば、町民の皆様も納得をいただきながら、国際交流を継続していけるんじゃないだろうかという考え方とあわせて、もう1つは、民間交流に切りかえるべきでなかろうかというふうにも考えておるところです。今後、この皮膚感覚、町民の意識というものを大切にしながら考えていくべきではなかろうかという視点で私自身はおりますので、どうぞ御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

○8番（吉富 隆君）

今町長さんのお考えをお伺いすると、町長の責任を民間に転換しようとしているんじゃないかと僕は思いますよ。行政同士の約束事なんですから、そうでしょう。基本的な考え方なんです。財政難ということも確かにございました。実費でも今の議員さん何人かはおられますが、行っておりますし、それは続けていくべきであると私は思っております。そのために行政の組織もつくっているんじゃないですか。推進委員会というのがあるんじゃないですか。行政が旗振り役で町長、やっぱりあなたがしっかりしてやっていただかないと、それはいろいろな批判的なもんもあるでしょう。しかし、国際交流の時代が来ているのは間違いないわけですよ。だから、今の知事さんも前の知事さんもどんどん推進せろというお達しもあっておりましたのは事実ですから、そうでしょう。もうヨジュ郡の方は必ず年に1回の招待状が来ているもんね。どうしようという議会との話し合いさえ町長やっていないんだよ。そして、やはり議員の皆さんとよくよく相談した上で方向性を決めるということであれば、それは質問する必要もない。そういうことも何もなくて、簡単に文書でお断りしている。そういうことに問題があると私は思っております。だから、やっぱり今後の考え方として町長ね、財政難ということであればよかじゃなかですか。議会半分出してくいろよとか、今回、こういう理由で全額出してくいろよと、そういう取り合わせ、前に進もうとす

る姿勢がないので、あえて質問をさせていただいておるわけですから。だれがどう言おうと提携しておるのは間違いない。これ3月の月に招待状が来ているはずなんです。我々議会も1カ月後、1カ月半ころにしかわかっていない、来たのが。その辺、議長とお話をされてお断りされたのか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質疑にお答えを申し上げます。

この意義はよく理解するところであり、これまでの中止の理由という判断も先ほど申し上げたとおりでございました。決して簡単に文書でお断りをしたということではございませんで、公務の都合で行けなかったということですが、私費で行くということも検討を私はしておりますし、議会ともそういう場を持ちながら、これからの国際交流事業のあり方についても、その際、お話ができればと思います。

公費で行くからすべて問題だということではないのかもしれませんが。公費で行く以上は、やはり効果が見えるような形の国際交流事業というものを望んでおられるのかもしれませんが。だから、公費で行く以上は、国際交流事業はどういうメリットがあり得るのか。なければ、やはり公費で行くべきではないと私自身は考えますし、であれば民間等に切りかえるべきであるというふうに考えるわけです。こうした私の持論だけではいけないことでもあらうと思いますので、皆様方との機会を持ちたいと思います。

今回のお断りをした際に、議長さんとお話し合いをしたか、済みません。記憶にございませんが、後ほど確認させてお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今町長さんの御答弁では、公務が重なったという答弁をされましたが、3月の中ごろに来て、1カ月後のことですから、これは調整がきくと思います。そういう理由じゃなくて、民間に云々ということもこれできないんでしょうもん。町と町がやっているんだから。メリットということも確かに必要性はあるであらうと思います。県にしてもメリットがあるからやっていると思うんですよ。我が町もメリットは全然ゼロとは言い切れない。あると思っています。ただただ、本当に町長さんが今後こういった対策は先に進めていくよという姿勢があれば僕は問題ないと思っていますが、民間にとかいう話であれば、これは徹底して追及しなくちゃならない。そう簡単に提携した書類を書きかえることはできないでしょう。相手があることです。しかも、日本じゃなか、外国ですから。そして、場当たりの答弁はやっぱり町長さんすべきでなかと僕は思いますよ。ぜひともこれ先に進めていただきたい。もう1年あるんでね。強く要望して、この項は終わらせます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

滞納について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

8番議員の滞納についてということでございます。先ほどの御質問の中で、どのような対策はということと、行政の姿勢はということでございました。

お手元に平成23年度の決算の見込みではございますが、資料を差し上げております。昨年度に比べて若干の伸びはございますけれども、まだまだ未納額につきましては、昨年は134,326千円、ことしは18,400千円ほどの減ではございますが、まだまだ両方合わせますと115,920千円ほどございます。今後につきましても、徴収につきましては努力をしていかなければならないということで、税務課一丸となって頑張る所存ではございますが、実は昨年、機構改革によりまして収納係ができました。年間通しての収納係ということで、徐々にではございますが、そういう組織づくりができていくかと思っております。しかしながら、ことしも佐賀県滞納整理機構ということで参加をいたしております。向こう3年間、24年、25年、26年度と3年間の参加でございますが、その中で県と協議をしながら、今後は町単位の目標徴収率の設定をしていきたいというふうなことも一つ考えております。その中で、23年度の徴収率につきましては、町税で98.8%、滞納繰越額で29.0%、合わせまして94.8%という実績等を見ておりますが、24年度の私どもの目標を町長と一緒に協議しておるところではございますが、現年分を99%、それから滞納繰越分につきましては、先ほど29%と書いていますが、若干個人住民税も伸びつつございますが、30%を超えまして、31.7%という目標と合わせまして、95%というふうな目標を達成するために、私たち職員で目標を持って日ごろの徴収で頑張っていきたいということで考えておるところでございます。

具体的なことにつきましては、今までは徴収においては若干少なくし、電話なり文書の催告ということに切りかえをいたしました。それから、給与所得者がある分につきましては、直接会社にもですが、前段として本人に給与照会をするよというふうなことでも先般から通知を出して、これも効果を上げております。それから、新年度につきましては、これは19市町合同で徴収強化月間をするよという協議もいたしておりますし、夏場、冬場のボーナス等々につきまして、一斉に取り組みをしたいということで今話を進めているところでございます。

それから、差し押さえ等々につきましては、23年度県と町合わせて23件ほどの実績がございました。1つ例を申し上げますと、土地を昨年の5月に差し押さえをしていた中で、不動産1件でございますが、ことしの1月に本人と協議をいたしまして、約1,500千円ほどの滞納金全額を納入させて解除をした例もございました。それから、今年度につきましても佐賀県滞納整理機構に約130人前後の引き継ぎをする予定ではございます。

それと、最後に申し上げましたように、とにかく徴収の目標を設定して、それに向かって徴収するという姿勢を税務課一丸となって実施してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

今課長さんのほうから詳しく御説明をいただきましたが、これは今までの滞納の問題であって、御努力をされているということは数字を見れば明らかであります。

しかしながら、新たにふえているもの、件数がわかれば教えていただきたい。

○税務課長（白濱博己君）

滞納者の件数というふうなことでございますが、昨年は約703件ほどございました。その中で23年度につきましては623件ほどでございます。人数的には減っておりますが、滞納の分につきましては、現年度も減っておりますし、滞納繰越分も減っておりますが、今後、この人数、また未納金額につきましても縮減する方向で今後も臨んでいきたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

大変な件数のようでございますが、今までの滞納につきましては、前年度、現年度という言葉があるようでございますが、今後、新たにふえる可能性もあるわけですね、滞納者というのは。ほとんどこの700件というのは、恐らくダブっている人が多くあるであろうと思えます。非常に取り立てするのが厳しい状況下にあるのも理解しておりますが、これは税金を納めている方々に対してでも厳しく取り立てをやるべきであろうというふうに思っております。

ただ、今後新しく滞納者がふえない対策はどう講じておられるか、お尋ねをいたします。

○税務課長（白濱博己君）

新たに滞納をさせない、金額をふやさないと、どうすればいいかということでございますが、私どもは滞納の方に、今、納税相談にも来られている方もだんだんふえました。文書の催告等で差し押さえするというふうなことを掲げながら反応があります。その中で、私どもは現年度分、例えば23年分、ことしは24年ですが、24年度分は確実に納めていただきたいと。その中で滞納繰越分につきましては分納なりをして分けて徴収するということで、滞納繰越分から徴収しますと現年分が残ってしまいますので、もう順繰り順繰りになることでございますので、とにかく今の滞納者の方に現年分の滞納をさせないということと、滞納繰越分につきましては分納なり、分納誓約なり、また差し押さえ等々で時効の中断等はございますが、生活に大変な方とか、そういう方につきましては現年を取っていただいて、あと時効の問題もございますが、時効の問題につきましては、5年を過ぎれば時効というふうなこともございますが、それは執行停止なり、また本人の収入の状況を調査しながら考えていきたいと思っておりますが、まずは現年分をきっちり徴収させるという指導のもとに今後ともやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

なかなか課長さんの御答弁が難しゅうございまして、理解に苦しんでいるところでございます。しかしながらね、課長さん初め、みんなが団結して徴収に当たっておられるということは高く評価をしたいと。気を緩めることなく厳しくお願いをしておきたい。

ただただ、今まで滞納をしている方以外に新しく出てくる滞納者だってあり得ると思います。今、皆さん御案内のように、日本の経済等々を考えますと非常に下降気みであるというふうに思います。しかしながら、物価は高いというふうな傾向にあるようでございますので、いち早く今後の問題に取り組んでいただきたいというふうに強く要望をしておきたい。9月にこの問題について、新たな問題についてのみ質問させていただきますので、強く要望して、この税対策については終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

空き家対策について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の空き家対策について、町長の考えはということで御質疑をいただいております。

もう議員御承知のように、この空き家については防犯面でも大変問題があるということで、空き家、廃屋が近くの住民にさまざまな悪影響を及ぼすおそれがあるということで全国的にも取り上げられているところであります。本町でも把握しているものもあり、数件の苦情が私自身にもあったことと記憶をしております。草木が生い茂り、害虫が繁殖していたとか、老朽化して台風等が心配だというような御意見、防犯上の危険が一般的な苦情だと思いますけれども、このほか、これは空き家ではございませんが、私有地に不法投棄がなされて大変問題だということも議会防犯パトロールの皆様方の御指摘によって発覚したこともございました。

この建物の撤去等は、御承知のように、所有者の同意が不可欠ということで、無断で立ち入ったり、家屋を撤去することは民法で定められた所有権を侵すということで、なかなか所有者や相続人がわからない場合、また所有者がわかっても必要な措置を拒否された場合などが手の施しようがない現状であるという中で、全国的にもこの空き家対策として取り組みが進んでおります。

佐賀県におきましても県内4市2町が勉強会で既に開始されていると。現在では白石町と太良町が加わり、4市4町で取り組まれているということで勉強会を始められたと。また佐賀市においても、これは来年度4月からの条例化を目指し、今、県と勉強会をされているということで聞き及んでおるところです。

本町は、先日、5月9日に首長の皆様方とお会いする機会がありまして、鳥栖、神埼、吉野ヶ里、上峰、みやき、基山というメンバーで、空き家対策を広域で勉強会を始めようということで合意いたしました。先日、事務局を現在鳥栖市のほうで持っていただき、まず勉強会を事務方で始めて、首長に報告するという流れで進めていこうというふうに形づくられております。それまでの間は各市町で現状の把握といいますか、空き家の調査等を行っていく必要があるかなと思っておりまして、今後、区長さんにもその調査協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま空き家対策について町長のお考えということでお尋ねをしたところ、広域的に勉強会をやろうという組織がまとまりつつあるということで理解をさせていただきたいというふうに考えております。できればこれ早目にやっていただきたいと。もうそろそろ台風の時期がここ一、二カ月で参ります。そうしますと、非常にほかの家等々に被害等々がこうむるのであろうと、こう思います。ぜひとも積極的に町長みずから音頭をとっていただければなど思っております。

もう1つお願いをしておきたいのは、この空き家対策で北九州市が条例化しております。ぜひともお調べをいただいて、どのような内容で、どのようになっているのか、ぜひともお調べをしていただきたいというふうに思っております。やはりこの問題はどこでも今後出てくるであろうというふうに思います。

これに伴いまして、家はつぶれていないけれども、本人はどけおっちゃいわからんと。これ税金も納めていないというようなこともあるようでございます。草木が生い茂って、法律上扱うことができない、今の状況ではできないんで、非常にマムシの巣になってみたり、タヌキの巣になってみたりとか、いろいろ被害が出ているところもございますので、ぜひともこれには積極的に取り組んでいただくように切にお願いをいたして、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

今後の農業問題について、まず第1に上峰町の第1次産業である農業について、今後どのように考えておられるのか、T P P、F T Aの関係も含めて執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の御質問でございます。今後の農業問題について、上峰町の第1次産業である農業について、今後どのように考えておられるのか、T P P、F T Aと書かれております。お答えを申し上げます。

このT P P、F T Aを通じて自由化の波といいますか、そういう大きな流れが議論をされ

ておるわけですが、まだ進捗は見られていないということで、私も農協の信用基金協会等で中央会長とお話しするときに、進捗を聞き注目しているところです。

先日、T P Pの推進の立場で政府説明会があったと聞き及んでおりますが、その際にもまだ進捗を見ていないような内容でお話をされていたということでしたが、議員おっしゃるように、進めることありきで話がなされているというようなことでもあるかと聞き及んでおります。この自由化が進まなくとも必要なのは、担い手が不足してコスト高になる、油の値段が上がって、いろんな肥料やら飼料やら、そうしたものの値段が上がる中、大切なのは省力化、省コスト化について行政として何らかの手が打てないかというところを具体的に具現化していくことだと思いますので、昨年から申し上げてきましたが、この農業の勉強会を私個人で立ち上げていこうと思っています。この6月ぐらいから早速取りかかりながら、幅広いお立場の皆様方の意見を聞く機会を設けていきたいと思っております。

この間、いろんな事業を行ってまいりましたが、加えての視点、また長期的な視点等も御意見を賜りながら、実際できるもの、できないものを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

この農業問題については大変大きな問題であるというふうに私も位置づけをしておるところでございます。町長のお考えは、今後、いろいろな問題について勉強会を重ねていこうという前向きな姿勢の御答弁でございました。非常にありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

なお、農業体質強化基盤整備促進事業というのがことしの1月5日に町長から呼ばれたときに御説明がございまして、いち早く手を挙げていただいたのが佐賀県でうちの町が1番だったと聞き及んでおります。そのためかどうかわかりませんが、町長の御努力のたまものだと思っておりますが、202,500千円の予算決定の通知が来ております。そういったもろもろで土地改良事業でさせていただいておりますが、書類的なもんが今月の15日にはまとまるであろうと思っております。また、この問題が37%にしかすぎない、202,500千円でございしますので、今後の対策をどのように考えておられるのか1点。

それから、このT P P、F T Aというのは行政というか、政府ですね、うまく逃げる言葉をきのうも使われておったんですが、やはり内容的にはやる気である部分も多々見られました。その中でですよ、今の野田総理大臣が国家のあるじとして、国家のあるじが会議の中で協議に参加をすると明言されております。もうそういった質問等も出ておりましたが、そう簡単に引き下がることはできないであろうと僕は思っておりますが、政府は下がることはできると断言されました。そういった問題等々は今後進んでいくであろうと思っておりますが、それよりも、このF T Aが先に進むのではないかと思います。と申し上げますのが、先ほど冒頭

申し上げましたように、人民元と円が簡単に取引ができるようになりました。経費もかかりません。それは貿易の第一歩であろうかと思っております。また、TPPについては韓国、中国は入っておりませんもんね。入っておりません。何が環太平洋なのと僕は不思議でたまりませんが、ここで町長にそういったことを言っても通るものではございませんが、これが先に進むことを想定したときに、我が町の第1次産業である農業というのは物すごいダメージを受けるわけですよ。今、日本の国が農業問題でどれだけの輸入しているか、びっくりするごたる数字なんです。余っているのが米だけなんです。そういう問題等々を考えると同時に、後継者不足と言いながらも、後継者は育っていない。恐らく育たないでしょう。メリットがなさ過ぎますもん、今の時代にですね。

じゃ、そういったときに日本の食はどうなるのと。よく地産地消という言葉が使われますが、町長、本当は地産地消であってほしいんですよ。たまたま上峰は農業をやっている方が多くおられるので地産地消は成り立つわけですが、同僚議員の質問でもあったように、トラック市の問題等々も地産地消なんです。ですね。そういう小さいことから大きな問題に波及していく可能性がある。そういう問題をですよ、大きく町長とらえていただきたいなと思っております。食というのは、やっぱり人間生きていくためには三度食事をすることでとるですもんね。その食を今ないがしろになりつつあると僕は思っています。本当に10年後の農業というのはどうなっているんでしょうかね。想像もつかない変化があるであろうと思っております。最悪の場合は、恐らく法人化になるであろう。そのときの採算ベースというのは、法人化、有限か株式か知りませんが、なるでしょうし、なったときに、利益追求は必ずやっていかざるを得ない。ですね。そうしたときに、町長が今度2億円の予算をつけていただいたのはですよ、大きなエネルギーになると思っております。なぜならば、田んぼに水を要求するのに稲だけしかないんですよ。裏作はほとんど畑の作物なんです。その事業にいち早く手を挙げていただいたから、僕は本当に感謝をしていると申し上げているんです。将来的な展望を考えたときにね。だから、今後の問題、この63%の問題について町長どのようにお考えか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の御質疑でございます。これは暗渠排水、農業体質強化基盤整備促進事業の受益面積367ヘクタールのうちの135ヘクタールが今回予算採択いただきましたけれども、今後、対応はということで、残った面積の対応ということで答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

この農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、経緯は先ほど申された経緯で、いち早くスピーディーに予算を申請したことで採択を受けたということではございますが、確かにこの土地改良さんの住民説明会の中でも、残った地域をどうするんだという御意見が強うございました。この間は土地改良の理事の皆様方の本当にとらえ方をですね、今あるこの事

業予算をどう配分して執行していくかということに限って説明を終えていただきましたので、何とか無事に終了しつつございますけれども、これからの議論として、今後残ったエリアについては、まず第一義的には、この農業体質強化基盤整備促進事業にのせるということをぜひこの議会の皆様方とも協議しながら、後押しをいただいて予算化に向けて努力していきたいというふうに思っております。これは定額の補助でございますので、これにのせることがまずひとつ町財政的にも一番ありがたいということでございますから、今後、その動きを強めていきたいというふうに思っております。

また加えて、その後の場合は、25年までの5カ年までの事業でございますので、25カ年、つまり24年の末あたりには来年度の見通しは見えてくると思っておりますので、その際に考えていく必要があるというふうに思っております。まず、この農業体質強化基盤整備促進事業にのせることを目標に、いろんな方面で議会からの御協力もいただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今後の問題については、この補助事業にのせる努力をやっていくということでございますが、これは急を要するのではなかろうかと思えます。

と申し上げますのは、今、国会では来年度の予算等々についてはもう始まっています。そうだと思いますよ、町長ね。始まっていると思います。議会終了後にでもやはり議員の皆さんと、議長ともいいんですが、協議をしていただいて、早急な対策を練っていただくようお願いをしたいというふうに思っております。それにはいろいろの下準備等々も町長にはおありだと思います。と同時に、今、国会ではいろいろな問題がございますので、相手があることでございますけれども、急ぐ必要があるというふうに思っておりますし、今、農業を営む皆さんが一番不安になっているのは所得補償なんですね、戸別の問題。米交付金については、農家負担というのが大きな見出しが6月1日の新聞に掲載されております。今まで農家に対しての国の施策というのは、例えば、5年計画とあるのは、3年目にほとんど変わってきています。政府信用されんすもんね。

それと、この対策事業の問題にしてもですよ、23年度、24年度、25年度の3年間の計画でありましたけれども、24年度受け付けしないんですよ。やっていませんよ。だから、町長いわく、25年度にぜひのせるように努力をするということでございますが、今やらないと遅くなります。そういったことも含めたところで、町長の御努力も重ねてお願いするわけですが、本当にこの農業問題では、我が町、よそのまちはどがんでんよかていうことじゃございませんよ。やはり我々農家を代表して私はこう質問させていただいておりますが、農業をやって生計を立てている状況下で我々の若いころはありました。しかし、大きく変化が出てきたわけですね。昭和46年に区画整理がなされて、本当にびっくりするような農業体制ができ

ました。しかし、法律が変わりました。食管法撤廃ですもんね。自由競争、緩和緩和で非常に世の中は混乱をしている状況にあります。いろいろ農業だけじゃございません。そういった中で、法律が変わればそれに従わざるを得ないということになっていますから、法治国家ですから、もうそういったことも先のことも含めたところで、やはりいち早く補助事業にのる仕事をやるべきだというふうに考えております。いま一度町長の姿勢を、こうやっていきたいということをお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御提案といたしますか、質疑でございますが、おっしゃるように、もう国の予算は御承知のように準備がされ始めていますので、ここでどう動くかということ具体的には言えませんけれども、この議会終了、来週あたりにもひとつ何らかの動きができればというふうに考えています。その前に議会にもきちっと、これは土地改良さんに真っすぐ農政局から入っている予算でございますが、議会の皆様方にもこの間の経緯をお伝えする中で御説明を申し上げて、御協力をいただければと思っているところです。

以上でよろしいでしょうか。

今後の対応については先ほど申しました。この事業の予算確保をできるだけいろんな方面で多角的にやっていきたいということを考えています。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

この農業問題、大変難しい問題もありますが、町長の姿勢として、今後の対策はぜひ御努力をお願いしたいと思っております。

議会のほうにもお話をされるということでございますが、議長からも申し出もございました。総理大臣あて、農水大臣あてに意見書案でもつくったらどうかというようなことも御提示をいただいておりますが、時間的な都合もございましたので、議長ちょっと待ってくれんかいという話をして、町長とよく相談をした中で、9月にでもという考え方を申し述べを議長にもさせていただいたところでございますので、議員の皆さんも食に対しては興味のある議員さんばかりだと私は思っておりますので、ぜひとも議長とよく相談され、議長から議会のほうにはおつなぎをしていただくという形の中で、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

クリーク防災について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富隆議員の今後の農業問題について、クリーク防災についてということで御質疑が上がっております。私のほうからお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

これは議会の請願事項でもございます。主に前牟田地区の水路の整備を早急に行えということから、さまざまの間、いろんな事業等を考えていく中で、この県営のクリーク防災事業、木さく工ですね、この申請を行いたいということで考えてこの間まいりました。本町におけるクリーク防災事業の概算でございますが、横幹線が3キロ、支線が4キロ、合計7キロ、概算事業費370,000千円というふうに試算をしているところです。国費が55%、県費35%、地元10%ということでございますが、なるべく財政的な負担をかけたくはございませんが、農業の皆様方の思いというものも私も出前町長室等を開催させていただいた際にも把握しておりますし、できるだけ早い段階で事業を行っていきたいということで考えております。この財政の状況に合わせてできるだけ早くやっていきたいと考えておるところでございますので、どうぞ御了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

ただいま町長さんの御答弁でございますが、これ請願も出ているようでございまして、財政と相談しながら、これはとんでもない話じゃないですか。今から例えば申請して、いつになるですか。何をあなたたちやってんの。これ同僚議員から請願出ていると思うんですよ。いち早くこれは取り組まなきゃ。設計段階もいっていないでしょうもん。そうでしょう。6月議会でも補正かければよかったんじゃないですか、設計ぐらい。取り組む姿勢が生ぬるいんじゃないですか。何のため同僚議員が請願、紹介議員になってやっているの。いいですか。財政と言われるけれども、24年の3月末、23年度ですね、繰越金幾らやったですか。5億円言われておりましたよ。金あるじゃないですか。これ何年計画、370,000千円、10%で町長言われよるじゃなかですか。37,000千円どうかなるでしょうもん。大字前牟田地区については非常におくれをとっております。いろいろな問題あったでしょう。しかし、今農業を営んでおる方からの要望については早急にやれというような問題もございまして、この農業問題には強化事業等含めたところでやっていかざるを得ないであろうと思っておりますので、町長のお考えをいま一度お聞きしたい。これ遅過ぎる。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御意見でございますが、私どもは遅過ぎるという感覚は持っていません。今回のこのクリーク防災事業、今の年間の業務スケジュールでは、事業計画書作成の委託を次の議会等でもお願いしようと思っております。その中で、なるべく早い段階で実現をしていきたいと申し上げているだけであって、決してその辺が遅いという感覚ではおりませんので、その方向で考えていただきたいと思っておりますけれども、25年になってなかなか担当課も業務も抱えておりますし、ことしは農地・水等の事業申請もし、ボリュームのある仕事量です。その中で難しさもあるわけですので、今のところ計画では26年の事業開始を目指しているというような状況でございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

26年度の事業ですか。だから遅いと言っているんじゃないですか、町長。いいですか。例えば町長ね、9月に設計の補正をかけたときに、それでも26年度になるの。できるんでしょうもん、25年度から。できないの。できると僕は思っています。僕は町長がやる気だけだと思うんですがね。いち早く取り組んでくださいよ。そうしないと、先ほど申し上げたように、補助事業というのがなくなる可能性だってないとは言い切れないですね。ないとは言い切れない。知事がマニフェストに言われているようなことも視野に入れてあると思うんですが、よそのまちよりもいち早く手を挙げて動きをする。だからおくれる。できないものをやるのが町長の仕事やないですか。町長、26年度だめですよ。9月議会に設計の予算はどうかされます。もうはっきり言われなかったが、やると言ってくださいよ、補正をかけると。どうでしょうか、町長。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質疑でございますが、先ほどから申し上げますように、年間の業務スケジュールで設計委託を9月にお願いするというふうに計画しております。26年じゃ遅いと言われますが、今のところそうした計画でありますし、農業を営んでいる皆様方のお立場も重々承知しております。町の仕事のボリュームも考えながら、できるだけ早い実施を見ていきたいと申し上げます。

○8番（吉富 隆君）

町長、9月に設計の予算を計上するというので理解してよろしゅうございますか。そのように理解をしておきたいというふうに考えます。

非常にいろいろな問題等々あるのは承知しております。しかしながら、この農業問題にはせつかく町長が着手していただいたんで、やはりここまではやっていただきたいというふうに思います。そう簡単にTPPが先に進むかということも考えにくい部分もございますが、いまだに大きな問題として残っているTPPだと思いますが、今農業問題をよくよく考えてみますと、貿易はほとんどやっています。ただ、関税問題だけなんです、その関税問題も率の問題は必ずしも今までどおりじゃなくて、下がっています。もう中国米だって出ていますよ、ここの田舎でも。それにいち早く対応される状況をつくるのが行政の仕事であり、執行長である町長の仕事だと僕は思っています。ぜひとも9月に予算化をしていただいて、26年度じゃなくて、25年度にできるように進めていただきたいというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質疑でございますが、担当課とよく協議をしながら進めてまいります。

○8番（吉富 隆君）

町長も前向きに御答弁をいただきました。担当課とよく相談をして先に進めるということでございますので、江崎課長、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。26年度じゃだめですよ。25年度に着工できるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

本当に予算の問題等々もあるでしょうけれども、370,000千円程度かかるということでございますが、町負担が1割だということでございますので、何とかそこら辺を模索していただいて、25年度に着工できるようなことで、町長くれぐれも願いをいたしまして、この項を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

次に、切通川の越水について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、吉富議員さんの切通川の越水についてということに対しまして御答弁申し上げます。

これにつきましては、先般の3月議会において、下津毛地区の石橋付近の越水問題ということで、同じく吉富議員さんのほうから質疑があったわけでございます。越水問題と言いながら農業問題の関係で、これは越水することによって大豆の作付等に影響があるという目的での質疑だったと思っております。

そういう中で、先般、3月議会が終わった中で、早速石橋付近の関係ということで、左岸側の中津隈地区、右岸側の下津毛地区の皆様方に現場にお集り願って、土木事務所を中に入れてこのことについては協議をいたしております。

そういう中で、内容につきましては、まずもって兩岸地区の現在までの越水状況の把握ということと、兩岸の堤防高の確認をしております。その中身につきましては、中津隈地区については井樋がございまして、そこの井樋から越水することによって土のう積みをやったとか、また、それに対しまして下津毛地区については野越しがございまして、野越しのところについては、先般、右岸側についてちょっと盛り土をした経緯もございまして、そういう中で、兩岸の方々の一つの意思疎通をするという目的もありまして、両者寄ってもらって今後の対応について検討したわけでございます。最終的には土木事務所の今行っております切通川の河川改修の早期現場への着工が一番いいんですけれども、なかなか年数的にはわからないということで、今後につきましては、そのときの協議の内容につきまして、河川改修の設計の内容に入れ込むという約束をとったわけでございます。それと、とりあえず1年間、今の堤防高でお互い納得したところで様子を見ていくという結論に達したわけでございます。今後は、お互いみやき町、上峰町の役場のほうもここを重視しながら、雨季のときについては警戒をしながら、今後は重視していきたいと思っておりますし、県のほうについても設計のほうに把握して、今後は設計のほうに入れてもらうような要望をしていきたいと思ってい

るところでございます。

○8番（吉富 隆君）

江崎課長のほうから御説明いただきました。本当に3月議会で御質問させていただいた中で、早急にしていただいたことを感謝申し上げたいというふうに思っております。

しかしながら、本当に今後の農業問題を考えたときに、やっぱり下津毛地区、中津隈地区、中村地区、大字江迎含めたところでの中津隈入れたところに、今現在、減反が4割弱やっています。あとはほとんどが大豆を作付されます。この大豆という品物というんですか、草というんですか、それが水に弱いんですよ。本当に水に弱い。と同時に、雨季時期に種まきをやるわけですから、これが相当な被害になるわけですよ。やはり佐賀県の大豆というのは全国的に有名な大豆なんですよ。飛ぶように売れておるようでございます。そういった大豆についても、我々行政、議会等々が一丸となって取り組む必要があるであろうと思っております。

そういった中で、河川改修の進捗状況というのは非常に見にくい部分もございますが、佐賀県の東部と西部との差が大きくあるようでございます。したがって、町長、いろいろと広域的に問題あると思いますが、うちの町単独でも県のほうに陳情をすべきではなかろうかと思っております。河川改修を早くしていただくようお願いしたいと同時に、県道等々もございませけれども、いろいろな諸問題が西部から見て東部はおくれているようでございます。その辺についてももう単刀直入に申し上げるとするならば、知事に真っすぐ談判が早いんですよ。行政にはいろいろな段階があると思うけれども、河川改修にしる、県道問題等々にしても、やはり西部から見るとおくれていますもんね、本当に。だから、やはりそういったことも前提にしながら町長の仕事としてやっていただきたいと思っております。町長も副町長がいなくてなかなか出にくい面もあるというふうなことも聞き及んでおりますが、町長ね、若い。24時間仕事するというのがマニュアルでございませるので、ぜひとも頑張ってくださいと思っております。

それに伴う課長さん以下、振興課の皆さんにもいろいろな面で御迷惑かけるかと思いますが、これは行政マンとして仕事として取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、その姿勢、今後の姿勢を町長さん、課長さんをお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御提案でございませますが、この切通川のしゅんせつを、要望をもとに昨年行わせていただいたこの改修事業、本当に急いでいただきたいというのは私どもも念願するところでもございませし、この要望と、またこの県道の整備と歩道の設置等もあわせて要望していく必要があると思っておりますので、議会の皆様方の総意が得られれば、ぜひ御一緒に要望させていただく機会を設けたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

課長のほうから何か答弁ありませんか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど申し上げましたこの下津毛地区につきまして、それと、あと上流地区の井手口地区につきましても年に1回の越水状況が出ております。そういう中で、先ほど申し上げましたとおり、なるべくここについては、事業が来る前段として何らかの措置をしてもらうような形でいつも注視しながら、土木事務所のほうにはしゅんせつ、または堤防高の確認、または盛り土等ができれば、そのような形での働きかけを今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さん、課長さんの考え方を前向きに考えさせていただきたいと思っております。大変難しい問題を投げかけておるところでございますが、本当にこの農業問題については全国レベルで見ても大きな曲がり角に来ているというふうに思います。ぜひとも食を大事にする観点からですよ、こういった事業に取り組みをしていただきたいと強くお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で8番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。通告に従いまして大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目、交通安全についてでございます。

ことしの4月以降、登下校中の児童の列に車が突っ込むといった痛ましい事故が全国で相次いで起こっています。通学路の安全の確保の徹底ということがこれまで以上に求められているのではないかとこのように思います。

国のほうからも交通安全の徹底ということの依頼等あっているかと思いますが、現在、上

峰町においての通学路の危険箇所の把握はどのようにされているか、また、危険箇所への対応・対策はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、公共施設についてでございます。

上峰町の公共施設については、どれも老朽化が進んできているようでございます。小さなものから大きなものまで今後修繕が必要な箇所がどんどん出てくるのは明らかだろうと思います。現在、この公共施設における維持管理はどのようにされているかをお尋ねいたします。

3点目でございます。

震災瓦れき処理についてということで、東日本大震災から1年3カ月がたちました。上峰町からも職員の派遣や義援金、物資等々、町民の皆様の思いを届けていただいておりますが、現在、瓦れきの処理の議論がよく報道をされています。そんな中で、鳥栖・三養基西部環境施設組合の中でもそういった瓦れきに関する議論はあったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上、質問事項でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、交通安全について執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

私のほうから、質問第1項、交通安全について。

まず、通学路の危険箇所の把握はどのようにされているかという点に回答を差し上げたいと思います。

危険箇所の把握は、教師と小学校のPTAの協力を得まして調査を行い、地図に落とし安全対策マップとして利用をしております。こういったA3判の地図のことです。これを教師、児童とも認識をしていただいているというふうに思っております。

中学校でもこの地図を利用されております。が、あわせて中学校は総合学習という時間がありますので、その中で中学生自身が調査をして、これも事故や事案等が生じた場所をこの地図、または別の地図に落としマップを作成し、利用をしております。

以上です。

○1番（原田 希君）

学校の先生、PTA等の協力をいただいてマップを作成ということで、私も数日前、課長のほうからこのマップをいただいております。このマップですけど、PTA役員の報告をもとに作成ということでここにも書いてありますが、作成の手順ですが、こういった手順で作成をされているのか。

済みません。ちょっと質問を変えます。PTA役員さんの報告があったものをそのまま地図にして出されているのかという質問です。

○教育課長（小野清人君）

P T Aからの危険箇所等の報告とか生徒・児童等のそういうふうな感じた場所とか、そういうことを教師のほうがかみ上げまして地図を作成しているというふうなことでございます。

○1番（原田 希君）

P T Aからの報告と子供たちの感じたのをもとに学校の先生がということでございますが、これ町としてはもうこの作成には携わられていないのか、町としてこの報告が上がってきた分を現地を確認したり、そういったことはされないのでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

町教育委員会としては、このマップをつくった時点では携わってはいないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたこのマップにつきましては、平成18年度、上峰小学校P T Aが作成をいたしております。もう6年も前の資料でございますが、若干町の情勢が変わっておりますのもございます。ですので、今7月20日以降に夏期休業が始まりますが、そのときは教職員が夏期休業中を利用して再度この地図をもとに現地を歩きたいというふうなことを計画しております。その折には、教育課の人間も一緒に作成に携わっていきたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

このマップにも平成18年度作成ということが書かれていますが、これ以降はそしたら作成はされていないのでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

この以降には、平成18年度以降には新しいマップは作成されていません。

○1番（原田 希君）

実はですね、同じようなので、平成24年度作成というのをちょっと私今持っているんですが、24年度。

この中で、ほとんど変わっていないんですよ。これちょっと24年度またつくられたということであれば、ここから質問しようかなと思っていたんですけど、これ24年度作成分でちょっと気になったのが、三上のあたりのところに注意書きが書かれていて、不審者の危険ということで、もとの西峰団地、これ恐らく西峰住宅のことだと思うんですけど、西峰住宅すべて空き家であり、周りが住宅地であっても危険ということで、24年作成になっていますけど、今はないようなのが幾つか入っています。また、7月以降現地を歩いてということで新しく作成されるのであれば、課長言われていましたけど、実情に合った形で見やすいマップを作成していただきたいと思います。

これ24年は全然御存じなかったのでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

24年度の製作のマップがあったことは私どもは聞き及んでおりませんでした。

今現在、原田議員がお持ちのマップですが、どうも18年度を24に置きかえただけのマップではないかというふうに考えております。

というのが、今言われました、もとの西峰団地すべて空き家であり、周りが住宅地であった危険という箇所を、私は現地がもうないもんで消しております。こういうことがありましたので、先ほど申し上げたとおりに、実情と違う場所があるからもう一度教職員とも一緒に回りたいというふうに考えております。

正式に平成24年度版ということでもう一度作成をし、今回は生徒・児童にも配布をできればなというふうに考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

24年度分は今年度のPTA役員さんの会合で配られたというふうに聞いておりますので、もう少し学校とのそういった連携ですね、ここをきちっと教育長にお願いしたいというふうに思いますので、一言お願いします。

○教育長（吉田 茂君）

原田議員の質問に追加してお答えをさせていただきます。

それとさらに、もう少し進んだら申し上げようと思っていた段階で、実は先月の5月31日に坊所駐在所の主催で保護司を中心に、あるいは青少年育成会の皆さんたちに御参加いただきまして、鳥栖署からも3名ほど来ていただきまして、いろんな次の問題、課長が申し上げるので、その後で思っていたんですが、防犯対策とあわせての協議会をいたしました。そこで、駐在所も危険箇所、交通の危険箇所と、それから防犯上の危険箇所のマップをつくっておりますので、そういったものをあわせて、また学校側とも協議して新しいのをつくろうと思っております。

それと、もう一緒に申し上げますけど、来月、御承知のとおり、7月4日と5日、それから7月10日と12日には地区懇談会をいたします。そのときにぜひ議員の皆様たちも時間がありませんでしたら、自分の地域だけでも結構ですから、御参加いただいて地域の皆さんの状況などお聞きいただければ大変ありがたいと思います。

そこでもそういったものを危険箇所など指摘しながら、もっとマップの生きたマップになるように、課長同様一緒になってつくっていききたいと、そう思います。よろしく申し上げます。

○1番（原田 希君）

警察署等の防犯マップ等とあわせて生きたマップをつくっていききたいということでございますが、行政の中でも、教育課は通学路、例えば総務課なら町全体の交通安全、また、振興課であれば道路等を毎年点検、見直し等されていると思いますが、その辺も一緒にあわせていけばもっと生きたマップができるんじゃないかと思うんですが、現在そういった連携はさ

れていないでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

先般、教育課のほうからお話がありまして、町道の下津毛三田川線の上坊所から三上に行く途中に変形五差路がございます。その横断歩道が消えかけているということでございましたので、その写真と、あと位置図を鳥栖警察署のほうに持参いたしまして、至急対応をお願いしたところでございます。そういう連携は行っております。

また、別に、前にも御答弁申し上げたかと思いますが、交通安全指導員さんと交通安全協会の役員さんと町内の危険箇所点検、そういった取り組みも行っているところでございます。その際には、教育課と、あと振興課というのは入っておりませんが、今後そういったものもあわせまして工夫してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

今後そういった連携を強めていただいて、より子供たちの安全・安心に努めていただきたいというふうに思います。この項は終わります。

○議長（大川隆城君）

1番議員にお尋ねします。この危険箇所への対応・対策についてもよろしゅうございますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、危険箇所への対応・対策についてどのようにされているかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

それでは、原田議員の危険箇所への対応・対策はどのようにされているかという御質問でございませう。

先ほど申し上げましたこの防犯安全対策マップでございませうが、これを利用いたしまして、中学校では4月に生徒全員を対象に指導を行っております。また、小学校では、新入学生、1年生ですね、については、入学当初は教師がつき添いで各地区まで下校をしております。その下校時に、その折々でこの地図を使って指導を行っていると、また、2年生から6年生についても、定期的に教師がつき添い下校をいたしますので、その折指導を行っております。

また、交通事故ばかりでなく、声かけ事案等もありますので、なるべく1人での行動はしないよう注意をいたしております。町内パトロールを私ども教育課が所有しております青色パトロールカーで町内パトロールを週に数回、保護司、ボランティアグループの皆様方の協力を得て実施しております。ことしの1月からは議員の方々にもパトロールの御協力をいただいております。このパトロールの実施は犯罪の抑止にもつながっておりますというふうに思っております。

昨年度から小学校入学時に防犯ベルを全員に持たせるようにしておりますが、この防犯ベ

ルを使わなくて済むような安心・安全の町を目指したいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

さまざまなボランティア団体等の協力を得て見守り等されているようでございますが、ボランティアの状況ですね、例えば何曜日から何曜日、朝はどういった方々が立たれるというのがちょっとわかれば教えていただきたいと思いますが。立つじゃなくても結構です。そういった安全にかかわる面でボランティアの方々がどういった活動をされているのか教えていただきたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

ボランティアグループにつきましては、社協のほうでボランティア連絡協議会、通称ボラ連と言われていますが、ボラ連の方々に小学校の午前中の巡回パトロール、それと私どもの青色回転灯による町内のパトロールの毎週火曜日の午後等に協力をいただいております。

以上です。

○1番（原田 希君）

ボランティア関係で言えば、こども110番の家というのがあると思いますが、これ現在町内に幾つありますか。

○教育課長（小野清人君）

110番の家につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、大方100軒ほどあったと思います。ことしの3月の当初予算で110番の家の旗、のぼりですね、黄色いのぼりを、もう大分古くなって傷んでおりましたので、予算をいただきまして、ことし作り直しをいたしております。それにつきましては、小学校の協力を得て、小学校のほうから110番の家のほうに配布をしていただくように協力依頼をしておるところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

こども110番の家ということで、地域の方に協力いただいて旗を立てられているわけですが、これは何かあった場合はそこにすぐ駆け込みなさいということだというふうに思うんですが、私の感覚では、自分の住んでいる地域に、どこにそれがあるのか、通っているときに旗があればここなんだなというのがわかるんですけど、子供たちはそれをきちっと認識をしているのでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

子供たちが認識をしているのかという御質問でございます。

私が先ほど申し上げました小学校では、子供について教師が下校をしていると、その下校時にここが110番の家だよと、ここに何かあれば飛び込みなさいねというふうなことを指導

しているというふう聞いております。

以上です。

○1番（原田 希君）

わかりました。

あと、防犯ブザーの関係をちょっと、先ほど言われました1年生に対して配布をされているということで、前日、自分のうちの子供の防犯ブザーをちょっと見てみたら、もらってからほとんど鳴らすようなことがなかったので、そのままランドセルにつけっ放しという状況で何年も過ごしていたら電池が切れていたり壊れたりということがありますので、そういった点検もきちっとやられているとは思いますが、やっていただきたいというお願いと、あと先生方が基本子供たちに対してここが危ないよという指導をされているということでございますけど、新しく赴任されてきた先生方ですね、上峰に住まれている方であれば、当然土地勘がないので、そういった先生に対する指導というか、そういったこともお願いをしたいというふうに思います。

それから、済みません、この対応・対策ということで、午前中同僚議員のほうからも質問がありました、学校に対しての車の乗り入れですね、私もこれはもう少し規制をすべきではないかというふうに思っておりました。小学校の保護者に対しては、何ですか、授業参観等の案内のときには、もう学校の中には車を入れないでくれということで書いてあります。スパークにとめて、近くの方は歩いてきてくださいということで書いてあります。午前中も質問があっていましたが、保育園の保護者はいいんですかということで。教育長は一部小さいお子さんをお持ちの方はしょうがないというようなことを言われましたけれども、保育園に送られる方、保育園に通っている子供たちのことを考えても、実際あそこにとめて保育園に行くには道路を渡らんといかんわけですよ。それよりも裏の運動場のほうにとめて車が来ない、そっちのほうの方が安全だと思います。教育長もうきょうすぐ行かれるということでしたので、厳しくここはお願いをしていただきたいなというふうに思いますので、いま一度覚悟をお聞かせください。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

その覚悟の前にもう一つだけ説明がありますが、時間を下さい。

防犯ベルにつきましては、先ほど自分の子供さんもそういった状況だったということでしたが、つい先週ぐらいに佐賀のほうからそういった防犯対策のボランティアグループが男女6人ぐらいに来ていただきまして、1年生から6年生まで、そして、全教師参加して防犯対策の模擬訓練がありました。私も参加させていただいたんですが、実際に110番の家に駆け込むこととか、いろんなものを実際に、「はい、はい」、大きな声で、それから指図しているような勉強をしました。それをあわせて報告しておきます。1年生に防犯ベルを配りました

からですね。

次の、大変申しわけないです、ひよこ保育園に行くのは（「ひかり保育園」と呼ぶ者あり）ひかり保育園ですね、失礼しました。ひかり保育園にはきょうがきょう行けるかわかりませんので、それはちょっと林議員さんに申しわけないんですが、きょうは行けるかどうかかわかりません、学校側とも協議しながら、文書ぐらい持っていかないといけないかもわからないしですね、時間を少し猶予いただきたいと、そう思っています。

それと、校長会を毎月行っていますし、教育委員会も毎月行っておりますので、そこにも公表してから行きたいと、狭隘なところですから、事故が起こらない前にと思っています。

○1番（原田 希君）

済みません、午前中私が聞いていた限りではきょう行きますと言われたというふうに記憶しておりますが、今、きょうは行けないということで、行けないなら、もう午前中の段階できょう行くということを言わなかったらいいんじゃないかと思えますけど、教育長もうちょっとしっかりお願いしたいと思えます。じゃ、いつまでに行きましょう。

○教育長（吉田 茂君）

訂正させていただきます。

きょう行くと言ったことを、あと昼考えておりましたら、校長会もありますし、それから、定例教育委員会もありますので、なるべく早い段階で向こうに、ひかりのほうには行くようにしたいと、そう思っていますので、よろしく御了承ください。林議員さんもどうぞよろしくお願いします。行く段階になりましたら、またすぐ連絡をとります。

○1番（原田 希君）

できれば、もう今月じゅうとかきちっと、今月じゅうでよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

お答えします。

20日が校長会ですので、その校長会でいたします。うまくいけば、この議会がうまく終了すれば早目に学校には行きたいと思えますけど、今週いっぱい議会がありますので、20日が校長会です。それから、25日が定例教育委員会です。ですから、そういったもの、定例教育委員会のは25日、11時から行います。その足ででも委員長も交えて行くようにか、もう少し検討したいと思えます。

○1番（原田 希君）

今月じゅうにはもう絶対行っていただけないということでお約束いただきました。これまで議会を見てもみると、教育長対応が遅いということを議員の皆さんから常々言われておりますので、ここはきちっとやっていたきたいというふうにお問い合わせをして、この項を終わります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

今の件につきまして、私のほうから一言申し述べさせていただきたいと思います。

原田議員からもありました、また林議員からもありましたけれども、これはやはり急ぐべきだということでの指摘でございます。

今、教育長の答弁お聞きしておりますと、きょうでもというのが、校長会、教育委員会あってということで、結局、今月いっぱいというふうに半月ぐらい延びたような格好になりましたけれども、やはり急を要することですから、それはそういうふうなことはきちんとしたこと、しなくちゃならないでしょうけれども、まずは早速話をするというふうな姿勢で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

それでは、次に進みます。

公共施設について。維持管理関係につきまして執行部の答弁を求めます。それにつきましては、各課長からも答弁をいただきたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、公共施設について。維持管理はどうされているのかという原田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

私のほうで所管しております庁舎の維持管理につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、保守点検業務の部門というものがございしますが、その中で空調設備、それから自動ドア、エレベーターと3種類ございます。空調設備につきましては、年2回のシーズンごとに冷房、暖房の切りかえ作業を行いますけれども、それらと同時期に保守点検を実施いたしております。また、ふぐあい等の発生がございました場合には、直ちに復旧作業を実施していただくということにいたしております。

次に、自動ドアでございしますが、これにつきましては、3カ月ごとに年4回の定期点検を実施いたしまして、ふぐあいの例えば部品とか、もう時間的に耐用年数を過ぎた部品とか、そういうものにつきましては、指摘がっておりますものにつきましては、その修繕費の範囲で交換等をいたしております。

それから、エレベーターでございしますが、エレベーターにつきましては、毎月の定期点検というものを行ってございまして、それに加えて、年1回の品質検査というものがございます。本庁のエレベーターにつきましては、ロープでつり上げるタイプではございませんで、油圧でジャッキアップするようなタイプでございしますが、ですので、安全面につきましてはロープで引っ張るものよりもすぐれているというふうに考えてございしますが、エレベーターにつきましてもなかなか規定が厳しゅうございまして、そういったもので指摘がございました部分につきましては、修繕費で交換等を行っております。

次に、点検業務という部門といたしまして、消防設備と電気工作物というものがございます。消防設備につきましては、年2回の点検を実施いたしております。その中で、これも同じでございますが、例えば消火栓の知らせる電気の電球が切れているとか、そういったふぐあいがあった部分につきましては、その都度新しいものに交換したり、そういうことをやっております。

電気工作物につきましては、毎月の定期点検と年1回の年次点検というものを実施いたしております。それから、3つ目といたしまして、清掃業務というものがございまして、庁舎につきましては、専門業者によります年4回の床みがき、ワックスがけ、それから年1回の屋外の貯水槽の清掃を実施いたしております。本庁舎の場合は、1回貯水槽に水をためまして、それから3階の、上のほうにあります高架水槽のほうにくみ上げるという方式をとっておりますので、それを実施いたしております。

なお、この貯水槽につきましては、もう経年によりまして塗料が薄くなって光が水のほうに差し込むというような状態がございましたので、今回塗装をして水の衛生管理上問題があるということでもございましたので、塗装をして、その水の水質を維持したいということで考えております。

それから、清掃のもう1つといたしまして、作業員の方を週5日、半日勤務ということで雇い上げをいたしまして、この方につきましては、トイレ周りを中心に清掃を依頼いたしております。

それから、庁舎の周りでございますが、庁舎の周辺につきましては、老人クラブにお願いをいたしまして、年4回の樹木管理というものを実施いたしております。

それから、続きまして、庁舎以外の主な所管しております施設の管理につきまして簡単に御説明を申し上げたいと思いますが、江迎にございます多目的施設の管理は年間を通しまして地元であります大字江迎地区のほうに、それから学習等施設の管理につきましては、これも同じく年間を通しまして地元の大字前牟田地区に管理をお願いしております。また、両施設では、専門業者によります年2回の消防設備点検はこちらのほうで依頼して実施をいたしております。また、この2つの施設で使用します電力、水道、ガス、この公共料金につきましては、町の財政係のほうで直接支払っております。

それから、江迎地区のほうに江迎公園という公園がございますが、ここの管理につきましては、地元の江迎地区のほうにお願いをしております。この公園内にありますトイレの浄化槽の管理につきましては、専門業者のほうに依頼をして実施をいたしております。

午前中、ちょっとお話をしました御稜公園につきましては、老人クラブのほうで年4回の樹木管理を実施と、そういうふうなことで来ておりますが、午前中にも説明をさせていただきましたように、少し別の経費を投入して、その管理がしやすいようにするというを行っております。

おおむね企画課で担当しております施設につきましては、以上のような対応で行っております。

以上でございます。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

それでは、私のほうから維持管理されているかということでの御答弁を申し上げます。

社会体育施設は武道館、体育センター、テニスコート、中央公園につきまして維持管理者により毎日点検を行っておるところでございます。修理箇所が発生した場合は、報告を受けて早目に補修し維持管理に努めております。

次に、町民センターの管理についてでございますが、施設関係について、今年度ですが、13項目について専門業者に委託し保守点検を行っているところでございます。定期的に検査も行い、その報告書を提出され、交換、または不良箇所の改善といった場所については、緊急性がある場合について早急に対応する必要がありますので、予備費、または補正において対応をいたしておる状況でございます。また今回、空調設備及び舞台照明関係について補正をお願いしているところでございます。また、その他については職員が直接修繕を行っている箇所もございます。また、トイレの自動水洗や子供便器についてはセンサーの故障により補修が職員ができない分もありますので、その分についてが結構時間がかかっておる箇所もありますので、早急に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

振興課からは管理系のほうで担当しています農村公園関係と下水の処理場関係の維持管理について御説明を申し上げます。

まず、農村公園関係ですけれども、4地区の農村公園があります。前牟田、船石、坊所、江迎。また、緑化施設といたしまして、井柳の緑化施設、下津毛の水辺環境施設、下坊所の緑化施設ということで3地区ございます。合計の7地区につきましては、地区への委託管理ということでお願いしているところでございます。なお、修繕費及び光熱費については町負担ということで行っております。

続きまして、下水の施設の関係ですけれども、下水の処理施設につきましては、7処理区ございまして、補助事業により低コスト型農業集落排水施設更新事業ということで、平成22年、23年において各施設の現状の把握調査を行っております。そういう中で、24年度につきましては、その処理施設の最適化構想ということで計画書を作成しております。これにつきましては、先ほど議員指摘のとおり、維持管理のコスト縮減に対応するものでありまして、大きな修繕費が急に飛び込んでこないような形で計画書の中で地区ごと、年ごとを算出いたしまして、予算の平準化をしているところでございます。そういう中で最終的にはコスト縮減につながるということで各処理区についてはそのような形で対応を今後ともしていきたい

と思っているところでございます。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

公共施設の維持管理ということでございますが、私どもで管理しておりますふるさと学館の維持管理について、本年度の予算項目に従ってお答えしていきたいと思っております。

まず、予算の項目としましては、需用費の中から消耗品費のうちの清掃用具、それから蛍光灯の購入等に充てる分がでございます。そのほか、ガス代、電気・水道代、諸修理代につきましては、電灯の安定器の取りかえ等のほうに支出した経緯がでございます。それから役務費にまいりますと、火災保険料、それから委託費としましては、先ほどから施設管理のほうでずっと出てきておりますが、消防設備点検が年2回、それから清掃委託ということで定期清掃が年3回、特別清掃が年1回、次に、空調機器の保守点検ということで冷暖房のシーズンインの点検時に合わせまして2回点検をお願いしているところでございます。それから、電気工作物の保安業務委託ということで、これも年間、毎月の業務で点検をお願いしています。それから、機械警備の委託は、これは年間を通して行っているところでございます。

このほかにも、従前はふるさと学館、それから図書館の資料の害虫対策として全館の燻蒸業務や、それから自動ドアの点検、ステップリフト、ダムウェーターの点検等も行っておりました現在は財政的な事情により、ここ数年は実施していない状況にございます。このほかにも、ふるさと学館、御承知のとおり、一部外壁が木の部分がございます。その部分の防腐塗装につきましてもこの数年間全然行ってない状況にございます。空調機につきましても、平成23年度に22年度のひかり交付金事業の適用をいただきまして3,780千円の工事費で一部空調機器の入れかえ工事を行っているところでございます。

それから、文化課の所管としまして、堤土塁の歴史公園の維持管理がございまして、これは堤地区のほうに年間を通して草刈りとか見回りの委託をお願いしているところでございます。

以上で御説明を終わります。

○1番（原田 希君）

それぞれの課ごとに御説明をいただきました。

維持管理ということで結構たくさんの方に係る維持管理ということであるようでございますが、今後それに伴う修繕費というのがどんどんかさんでくるんじゃないかなというふうに思います。優先順位をつけて対応をしていきますというようなことをよく言われますが、この優先順位のつけ方はどうやって決められているのでしょうか。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○企画課長（北島 徹君）

優先順位をどういうふうにして決めるかという御質問であつたろうと思いますが、1つには、例えばその修理が単費なのか、それとも補助対象になってくるものなのかというのがあるかと思えます。単費の場合では、金額が大きいのか少ないのかですね、単年で実施できるのかと、そういったところが検討課題になってこようと思えます。補助対象になるような施設の改修、そういうものがありました場合につきましては、その期間を、例えば急いだほうがいいんでしょうけれども、あと1年、2年我慢すれば、その補助対象に例えばのるとかいうことでありましたら、どうしてもそちらのほうにちょっと待っていただくとか、そういったもろもろのことを検討して優先順位は決まっていくと思えますが、一番は安全だとは思いますが、一番大切なのはですね。安全面でどうしても緊急にでも、例えば2年待って補助対象になるけれども、今はならないけれども、安全を考えた場合にはどうしても単費でも対応しなければならないかどうかという、そこら辺は最終的には町長の判断になってこようと思えますが、今申し上げましたいろんなもろもろのことを検討して優先順位を町長のほうで判断されていくというふうになると考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

優先順位の決め方ということで、一番は安全面だということでございます。

1つですね、ちょっとずっと気になっていたのが、先ほど課長言われました町民センターのホールの北側のトイレですか、ホールの前のトイレが、これはたしか同僚議員さん、12月に質問の中でちょっと触れられて、何か月使用禁止にしておくつもりかと、すぐに対応をということで言われたと思えますが、いまだにそれが、センサーの故障ということで先ほど言われましたが、いまだに使用禁止というふうになっています。これは優先順位の下にほうになっているのかなと、そういうことなのかなというふうに思いますが、これの対応についてちょっとお聞きしたいと思えます。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

御指摘のホールの北側の男子便所でございますけど、9カ所あるものですから、勢いその9カ所のうちの1カ所がどうしてもセンサーが動かずにありますので、大体2年に1回はいたしておりますし、来年度ぐらいにはもうと思っております。なるべく早目に対応するようにいたします。一応点検はいたします。

○1番（原田 希君）

9カ所あるので1個ぐらい使えなくてもということで、これ多分もう1年以上ほったらかしじゃないのかなと、私の記憶が正しければ思うんですよ。町民センターの利用が減っていると、こすもす館等ができてですね、もうそういったいろんな要因はあろうかと思うんですが、その利用率を上げるようにということで、もう以前から議員の皆さんから言われており

ます。やっぱりそういうところも大事なんじゃないかなというふうに思うんですよ。これは9個あって1個トイレが使用禁止で、手を洗うところが5つか6つあって、あれ2つもう水が出ていないんですよ。1個は水をためるふたのスイッチみたいなのが壊れているかわからないですが、たまに見に行くといつも水がたまっている状態なんですね。これですね、施設利用率を上げるにはやっぱり気持ちよく使って気持ちよく帰っていただかないといけないというふうに思います。当然職員の皆さん、利用される方のお客さんというふうに表現されるわけなので、だったら気持ちよく利用して、トイレなんかもう絶対使われる場所ですよ。そういうところをですね、1個ぐらいいいんじゃないかとかいう考えでは、今後この利用は絶対伸びないと私は思うんですよ。今ずっとホールまで行く道を行くと、まず玄関のところのガラスが今割れていますよね。入って行ってちょっとトイレによったら、そういうふうで使用禁止で、あら、水が出ない、わあ、ここ水がたまっとと、その辺の意識をもう少し持っていただきたいなというふうに思うんですが、教育長これに関してお考えをよろしくをお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

原田議員から御質問が出た段階で早速全箇所につきまして点検をいたしました。それで、便所のほうも手洗いのところが1カ所でございます。ですから、1カ所ですので早急に対処するようにいたします。

よろしいでしょうか。

○1番（原田 希君）

手洗いのところだけ対処されると、トイレは対処されない。お願いします。

○教育長（吉田 茂君）

原田議員にお答えさせていただきます。

先ほどの御質問の中で、私どもが点検した段階では、手洗いの分が9カ所、トイレも9カ所ですけど、手洗いもちろん9カ所ですけど、手洗いの場所が1カ所だけふぐあいでした。トイレはもう十分に使えています。（83ページで訂正）

以上です。

○1番（原田 希君）

トイレ1カ所、これは使用禁止と張ってあったのは、もう直っているんですか。何日か前に行ったときはまだ張ってあったんですけど、修理をされたということでよろしいですか。御答弁をお願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

またまた訂正で申しわけありません。トイレと手洗い機でした。1カ所ずつの分はですね。申しわけありません。

○1番（原田 希君）

またまた訂正ということで、教育長済みません、もう少ししっかりと考えてきちっと答えていただかないと、私も一応真剣にやっていますので、きちっとお願いしたいと思います。

質問なんですけど、まず何カ所壊れているかじゃなくて、お客さんを、利用率を上げなさいということに対して、今町民センターに入っていくと、まず入り口のガラスがひびが入っています。トイレはそういうふうには、9個あるんですけど、1個使用禁止の張り紙がもう1年ぐらひは恐らく張りっぱなしなんです。あの張り紙の色ももう変わってきて、くるんと、こう巻いてですね、放置された状態なんです。手洗い場の水が出ない。この間見に行ったときは1カ所水たまりになっていたんですよ。そういう状況で気持ちよく使って帰っていただいて、また利用をしていただけるのかなというのを私思うので、その辺のことについてちょっと教育長の考えをお聞きしています。お願いします。

○教育長（吉田 茂君）

じゃ、原田議員にお答えさせていただきます。

私も来館者はすべてお客様であるということを朝礼のあるたびに申し上げております。そして、笑顔で迎えるように、そしてリピーターになってもらうように訓練は一生懸命しております。ただ、申しわけありませんが、自動水洗の分だけは年に1回ほどの修理だった関係で1年以上経過しているという箇所となっております。

それから、ガラスのほうも、つい先週ぐらいに破損しましたので、きょうはめかえ工事に入っております。

すべてのお客様に気持ちよく来ていただくようにと私たちも、全身全霊という言葉はオーバーですけど、本当に真心を持ってお客様には応対していますし、にこやかに応対しております。かつその精神をみんな朝礼のときにも申し上げております。

○1番（原田 希君）

そういった精神を持ってあるのであれば、もっと早く対応ができるんじゃないかというふうに思います。その12月の議会の時点で同僚議員さんの触れられた、また別の議員さんの質問で、そのとき、企画課長の答弁で庁舎の1階のトイレもふぐあいがありますということ言われていました。今後どういうふうに対応していったらというような答弁があっていたんですよ。でももう庁舎のほうはきちっと使えるようになっていきます。町民センターのほうはまだそのまま。教育長はそういったおもてなしの気持ちを持っていますと、じゃ、何であそこは1年間放置されているのかということなんです。これそうしたらあとどのくらい放置されておきますか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の御質疑でございますが、このトイレについては、教育長と担当課長含めて一度協議させていただいて、1年間以上放置されているということでしたが、済みません、にわか記憶でちょっと申しわけございませんが、そのとき私が御意見を聞いた際には、ちょうど原田議員が調査される直前に1度調査はされているそうなんです。1年に1度こういう管理会社があるんでしょうか、そこで調査をされているそうで、それから、昨年度かな、今年度かちょっと記憶にございませんけれども、まだ実施をしていないということで聞いております。あわせて早急に対応が必要だという旨で協議をしたところ、その調査が済み次第、次の議会で場合によっては補正等の対応が必要じゃなかろうかという話に落ちついた経緯がございますので、おっしゃるとおり、早目の対応が望まれるところでございますので、早急に実施を指示していきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

たくさんの方に利用していただく施設でございます。特に近隣に比べて設備が整っているというふうに胸を張って言えるような設備がありますので、そういった気持ちよく使って帰っていただけるような細かい気配りをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

震災瓦れき処理について執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

1番議員の原田議員の御質問である鳥栖・三養基西部環境施設組合における震災瓦れきの受け入れ議論はあったかについて答弁させていただきます。

まず、施設組合の現状を述べさせていただきます。

溶融資源化センターの処理工程は、平成23年度実績といたしまして、溶融処理量3万970トンでございます。そのうち、溶融スラグ2,322トン、これは全量売却です。メタル106トン、これについても全量売却です。溶融飛灰1,549トン、全量を外部委託処理をしております。

震災瓦れき受け入れの議論についてですが、組合としては、仮に瓦れきの処理を行った場合の事業継続が課題であり、現状では困難と聞き及んでおります。問題点の1つとして、溶融飛灰の受け入れ相手先である福岡県内の民間施設で現状では受け入れが困難であり、他の処理先がない中で、組合のごみの操業を維持する上で受け入れを検討することは困難であると考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

済みません、ちょっと私も勉強不足でよくわからなかったんですが、これまで復興支援と

ということで町から職員さんが派遣をされたり義援金、物資等々の支援ということで上峰からもやられていたわけなので、そういった流れを見てもこういった議論があってもいいんじゃないかなど、その受け入れがいいか悪いかということではなくて、議論があってもいいんじゃないかなどというふうに思っただけの質問でした。結局、これ議論はなかったということでもよろしいのでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

4月3日の日に鳥栖・三養基西部環境施設組合において事前説明という形で震災瓦れき受け入れ検討を行っております。現状の溶融資源化センターの処理工程と課題を整理し検討を行っております。また、4月9日の日に災害廃棄物の広域処理に係る説明会が県庁新行政棟11階にて開催されました。環境省の高山政務官を初めとする政府の説明会を通じ、事務方や首長会における受け入れの可否についての認識は共有していると組合から確認しております。特に4月9日の説明で論点となった原子炉等規制法と国が示した放射性物質の安全基準、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条と異なり、二重基準となっていることに疑問が噴出しました。

具体的に申し上げますと、震災瓦れきの放射性セシウム濃度は、環境省は1キロ当たり8,000ベクレル以下を安全基準とする一方で、原子炉等規制法、原発施設で100ベクレル以下の廃棄物は再利用できる基準となっております。大震災という特殊事情にかんがみて一定レベルのものはやむを得ず対象とせざるを得ないと考えられているとも受け取られかねませんし、政府に対する安全基準に対する不安が増長するさなか、住民が安心できる基準が必要であるとの意見が大半で、100ベクレルまで基準を落とすよう見直しを迫る意見もありました。が、政府は、基準は変えるつもりはないと強調されたところでございます。

この二重基準の問題のみならず、以下の議論がされております。広域処理の必要性について5点出されております。

1つとして、8割を岩手、宮城両県で2年以内に処理することができるなら、残りの2割は半年かければ両県内で処理することができるのではないかと、2番目に、新たに両県内に処理施設をつくっているということであるが、県外に搬出するよりも県内で処理するほうがせつかつく施設を有効利用できるのではないかと、3番目、不燃物瓦れきは埋め立てに使用する話も聞く。県外で処理するよりも両県内で埋め立てに活用したほうがいいのではないかと、4つ目、被災地以外の都道府県で処理するということは結果的に放射性物質を全国に拡散することにはならないかと、5つ目、広域処理は近隣から周辺に順次拡大という考えをとることが効率的だという意見があります。一様に全国に協力をとるのではなく、効率的に広域処理を進める観点から運搬費用も踏まえた各ブロック計画を示すのはどうかということでありました。

2点目に安全性について12点出されております。

1点目、災害廃棄物搬出時の放射性量の測定については、全体の一部しか測定しないで安全が確認できるのか、2点目、災害廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムの濃度は33.3倍に濃縮されるということですが……

○議長（大川隆城君）

課長済みません、簡略でお願いします。

○住民課長（江頭欣宏君）

済みません。こういった形で12点出されております。その他の項で風評被害や不買運動等が起こった場合の補償について対象範囲や被害をどう認定しどう補償するのかなどの対応について出されております。そして、広域処理では各地の施設でどういう処理を行うかを想定しているのかということで議論がなされております。

こうした論点を精査した上で結論を見つけてまいりました。どうかよろしく御賢察をお願いいたします。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

済みません。後でまたそれまとめていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で1番原田議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後3時48分 散会